

東京における共同募金のあり方について

—東京における共同募金のあり方検討会 報告書—

社会福祉法人 東京都共同募金会

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

目 次

はじめに	1
I 検討の経緯と取り組みの概要	2
1 検討の背景	2
2 検討の前提として	5
3 検討のポイント	7
II 改革の方向性について	10
1 2つの募金を維持・発展させる	11
2 コンセプトに沿った「配分基準」を確立する	13
3 配分推せん委員会の設置を促進する	17
4 地域における主体的な決定を尊重する	19
5 新たな募金方法の開拓や仕組みづくりを進める	21
III 実施に向けたスケジュールの考え方	23
IV 今後の取り組み課題	25
1 改革を進める上で早急に詰めるべき課題	25
2 国や中央共募への要望・提言も含めて整理すべき課題	26
3 次の検討に向けた基本的な課題	27
おわりに	28
資料編	29
1 東京における共同募金のあり方検討会 設置の背景（資料1）	
2 東京都共同募金会各年度実績表（資料2）	
3 地区配分推せん委員会設置状況（資料3）	
4 東京における共同募金のあり方検討会 設置要綱（資料4）	
5 東京における共同募金のあり方検討会 検討会・小委員会 委員名簿（資料5）	
6 東京における共同募金のあり方検討会 審議経過（資料6）	
7 区市町村社協における業務実態ならびに共同募金改革に向けた意向調査（集計結果）（資料7-1）	
8 区市町村社協における業務実態ならびに共同募金改革に向けた意向調査の結果について—その受け止め方と今後の方向性—（資料7-2）	
9 改革に向けた意見集約の状況およびその結果について（資料8）	
10 東京における共同募金のあり方について（概要）／図表（資料9-1）	
11 地区配分推せん委員会を中心とした共同募金改革の全体イメージ／図表（資料9-2）	

はじめに

昭和 22 年 11 月、敗戦後の混乱と窮乏の中で始まった共同募金は、一ヶ月間という期間であったが、「国民総たすけあい」のかけ声の下に行われ、公費支出が禁じられていた当時の社会福祉施設・団体にとって「千天の慈雨」といわれる程大きな役割を果たすものであった。その後半世紀、社会福祉の状況が大きく変革する中で、共同募金の役割と目的も変質していった。

平成 12 年 6 月、社会福祉事業法は社会福祉法として改正され、赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金を総称する「共同募金」は、この法律の根幹である“地域福祉の推進を目的とする”事業として規定された。

このことは、「赤い羽根共同募金は施設に」「歳末たすけあい募金はそれぞれの地区の地域福祉活動に」という、それまで市民が持っていたイメージを分かりにくくしたものとした面があり、さらにバブル崩壊後の社会・経済状況も共同募金の実績額減少に追い打ちをかける要因ともなった。

こうした状況を受け、東京都共同募金会では平成 12 年に「東京都共同募金会配分検討委員会」を設置し、同 13 年 5 月に報告書をまとめた。報告書の中では、共同募金を地域福祉発展のための資金として「地域で集め・配る」循環型機能をはたす「配分推せん委員会」の設置が提唱されている。この機能は中央共同募金会「企画・推進委員会」の答申「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」(平成 19 年 5 月)とも軌を一にしており、市民の意向や地域ニーズに沿った配分を目指している。しかし、この配分推せん委員会の都内全地区への設置には時間を使い、現在でも全地区の 13% 程度にとどまっており、この設置促進が急務となっている。

以上の経過を踏まえ、平成 19 年 7 月より「東京における共同募金のあり方検討会」を設置し、検討を行った。具体的には、①赤い羽根募金と歳末募金がともに重要な位置を占めている現状をふまえ、今後、両募金の関係をどのように整理し、またそれをいかにわかりやすく示していくか、②地域住民や関係者が主体的に取り組む新しい「地域募金」を推進するためには、どのような仕組みや取組みが有効か、③上記への対応を図るにあたって、都共募を中心とする広域的な募金・配分のシステムと、新たな「地域募金」のシステムをどのように融合させるか、などである。

本書は、年次計画も含め、東京における共同募金改革への取り組みを提起するものであるが、長い間多くの市民に支えられ構築されてきた共同募金の歴史やしくみを尊重し、より広く市民の支持や参加を得ていくためには、慎重な姿勢で取り組んでいく必要もあると考えられる。

今回の検討で東京の共同募金改革が完了するものではなく、いくつかの現実的な課題が残されることも事実である。今後も引き続き「市民主体の共同募金運動」を基底とし、それぞれの区市町村が有する個々の課題解決に向か、東京都共同募金会・東京都社会福祉協議会が積極的な支援を行っていくことが必要と考える。

各地区の支援組織と市民の充分な理解と協力が得られるよう、様々な課題を克服し、真に地域のニーズに沿った「公器としての共同募金」として確立することを願って止まない。

平成 21 年 3 月

東京における共同募金のあり方検討会 委員長 市川一宏

I 検討の経緯と取り組みの概要

1 検討の背景～東京における独自の実情等～

東京都共同募金会（以下、「都共募」）と東京都社会福祉協議会（以下、「東社協」）は協働により、「東京における共同募金のあり方検討会」（以下、「検討会」）を設置し、平成19年7月より、①歳末たすけあい運動（以下、「歳末」）も含めた共同募金のあり方とその推進方策について検討するとともに、②これまで数年にわたってモデル設置を進めてきた「地区配分推せん委員会」の設置促進に向けた取り組みについて議論を重ねてきた。

検討にあたっては、検討会の下に、区市町村社協の事務局長・職員からなる小委員会を設け、実務的な側面からも並行して議論を進めた。また、平成20年4月には、「区市町村社協における赤い羽根と歳末の業務実態に関する調査」を実施し、現状での課題抽出や改革に向けた意見集約を行い、検討会での協議に活かしてきた。

検討会を設置した背景としては、以下の状況がある。

(1) 全国的な動向として

平成19年5月、中央共同募金会「企画・推進委員会」において、「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」として答申が出された。この答申は、①「自分たちの地域は自分たちでつくっていく」市民を支援するための資金として共同募金が転換すること、②共同募金会の下部組織である支会・分会を、市民参加による「市町村共同募金委員会」に名称変更し、地域課題の解決に必要な活動資金を市民が集めて市民が使う循環のしくみに転換すること、③地域の独自性を反映した基準による助成を行うための審査委員会を設置していくこと等を提言している。

これら提言が出された背景としては、ここ10年あまりの間、全国的に毎年募金実績額が対前年比3～4%減少しているという状況がある。また、厚生労働省が設置した「これから地域福祉のあり方に関する研究会」報告（平成20年3月）にもあるように、地域では、公的なサービスや制度だけでは解決できない様々な問題が浮かび上がり、身近な日常生活圏域で、改めて地域のつながりを再生させ、地域の福祉力を高めていくことが求められている。そして、その財源として共同募金への期待が高まっている状況がある。

東京においても、町会・自治会の組織率・加入率の低下、個人消費動向の厳しさ等に伴って、戸別募金を中心とする地区募金額の減少が進み、平成8年度をピークに募金実績が伸び悩んでおり、いかに募金実績を落とさずに、寄付文化をさらに発展させていくのかが課題となっている。

表1 過去5年の共同募金実績額（単位：千円）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
赤い羽根（一般）	718,732	720,865	673,800	703,816	743,622
歳末（NHK除く）	688,863	682,359	660,370	648,540	644,614

（2）東京独自の状況～歳末の発展・協力団体としての地区協力会

上記のような全国的に共通する状況がある一方、東京独自の実情もある。

①広域的募金体制の必要

まず一つが広域的な募金体制の必要性である。共同募金の中心的なテーマが地域福祉に向かう中、いわゆる「地域募金」の体制を強化することが求められるが、東京では都心部を中心に大企業が集中していることから、募金運動を展開するにあたってもそれらの企業の理解と協力を得ることが重要となる。また、広域配分の対象となる全都的・全国的福祉団体が多いことや、入所施設が地域的に偏在していることから、広域的な募金体制についても引き続き重視していく必要がある。

②「地区協力会」の位置づけ

二点目が、「地区協力会」の位置づけである。他県では、共同募金会の下部組織である「支会・分会」が、法人募金や職域募金、街頭募金も一括して募金活動を展開している。東京においては、共同募金会の協力組織である「地区協力会」が、赤い羽根共同募金（以下、「赤い羽根」）の地区募金のみを担っており、法人・職域・街頭は都共募において直轄している。

また、他県における「支会・分会」は、区市町村社協が事務局を担っているが、「地区協力会」については、区市町村行政から社協への事務移管が進められつつも、平成20年12月現在、都内63地区協力会中20地区で行政が事務局を担っている状況にある。事務移管が図られた地区では、「赤い羽根→地区協力会、歳末→区市町村社協といつてもどちらも社協がやっている募金ではないか」「10月と12月という短い期間でどうして2度の募金に協力しなければならないのか」等、募金協力者の負担の大きさもあり、募金への協力が得られにくい状況が生まれている。

共同募金運動全体の新たな方向性を模索するにあたっては、区市町村社協とともに、地区協力会や行政との関係をどのように位置づけるかが重要な課題である。

③区市町村をベースとした「地区配分推せん委員会」の提起

平成12年の社会福祉法改正により、共同募金全体の目的が「地域福祉の推進」と法制度上も明確に位置づけられ、それまでの社会福祉法人への過半数配分義務も撤廃が図られた。

こうした背景を踏まえ、都共募では、平成13年度に「東京都共同募金会配分検討委員会」を設置し、募金・配分への市民参加、配分決定における透明性の確保、「地域で集めて地域で配る」循環型のしくみを確立していく必要性を打ち出している。また、配分に関する具体的な方策として「地区募金額応分配分」や区市町村をベースとした共同募金のしくみとして「地区配分推せん委員会」の設置が提案された。

全都的な設置を目指して、平成20年12月現在、8地区でのモデル設置が進められ、共同募金の配分要綱上も明確な位置づけがされている。

〈地区配分推せん委員会の基本的な考え方〉

- 地域ニーズを的確に把握し、地域の視点で求められる取組みについての意思を集約するとともに、「推せん」という形で、都共募の配分委員会にその意思を最大限に反映させるための組織とする。
- 住民の意思を反映できる委員構成や、公平性と客觀性を確保できる性格の組織であることが望ましい。
- 委員会の業務として、①地区配分申請案件についての推せん審査（推せん順位や推せん金額等の決定）、②地域内の施設・団体が都共募に整備費・特別事業費を申請する際の意見書の提出を位置づける。
- 原則として、委員会は、各区市町村社協に設置することが想定される。

「地区募金」の体制強化や地域のニーズにマッチした共同募金の役割を確立していくためには、「地区配分推せん委員会」の設置をさらに進める必要がある。その一方、「地区配分推せん委員会」の機能が確立されることで、「地区協力会」や「区市町村社協」との役割分担や組織的な位置づけがさらに難しくなる状況がある。また、中央共同募金会の答申で示されている「共同募金委員会」との整合性をどのように考えていくのかといった問題も生じてくる。

④歳末たすけあいの占める割合の大きさ

最後に、歳末の大きな発展がある。東京においては、区市町村社協が歳末の実施主体となり、表1の通り、赤い羽根の一般募金に匹敵する募金が寄せられる程、他県と比べて大きな発展を遂げている。また、「支援を要する人への見舞金」というイメージの強い歳末ではあるが、東京においては、公的なサービスが充足する中で、平成8年3月以降、「歳末たすけあい運動検討委員会」の提言にもとづき、生活保護世帯や施設入所者への見舞金を廃止し、住民による小地域福祉活動やボランティア活動への助成など、使途の重点を「見舞金」から「地域福祉活動」に移行してきた経過がある。現在では歳末の約8割が地域福祉活動に配分され、東京においては「歳末=地域福祉のための募金」というコンセプトを打ち出し、募金への協力を得ている状況がある。

このように、歳末が見舞金配布から地域福祉活動の支援へと重点がシフトする一方で、赤い羽根募金も広域配分から地域ごとのきめ細かな配分へと重点が移ることにより、両募金の趣旨が似通ったものになってきたと言える。また、そうした中、募金をする市民からは「わかりにくい」との声が寄せられ、前述の実態調査においても、「赤い羽根と歳末の違いが市民に理解されていない」との回答が77%にのぼっており、使途の理解をどのように得るか、また、両募金の使途に対する説明責任をいかに果たしていくのかといった課題に、「配分推せん委員会」設置による使途の透明化だけでなく、対応していく必要が生じている。

2 検討の前提として～現状の配分のしくみ

赤い羽根及び歳末の配分については、都共募における配分要綱により規定されている。平成19年度以降、これまで施設に対して定員に応じて一律配分してきた「経常経費」は全廃しており、赤い羽根の地区募金における配分枠を大きく捉えると、「全都配分（A）」「地域配分（B）」「小地域福祉活動費」「地域福祉活動費」に区分される。保育園や小規模作業所・NPOなど、地域ニーズに基づく配分金30万円以内の案件については「地域配分（B）」、入所型施設や配分金額の大きい案件については「全都配分（A）」、町会・自治会などの募金協力団体に対する活動費として「小地域福祉活動費」、区市町村社協など地域福祉の中核である機関が行う地域福祉事業の経費「地域福祉活動費」という整理である。

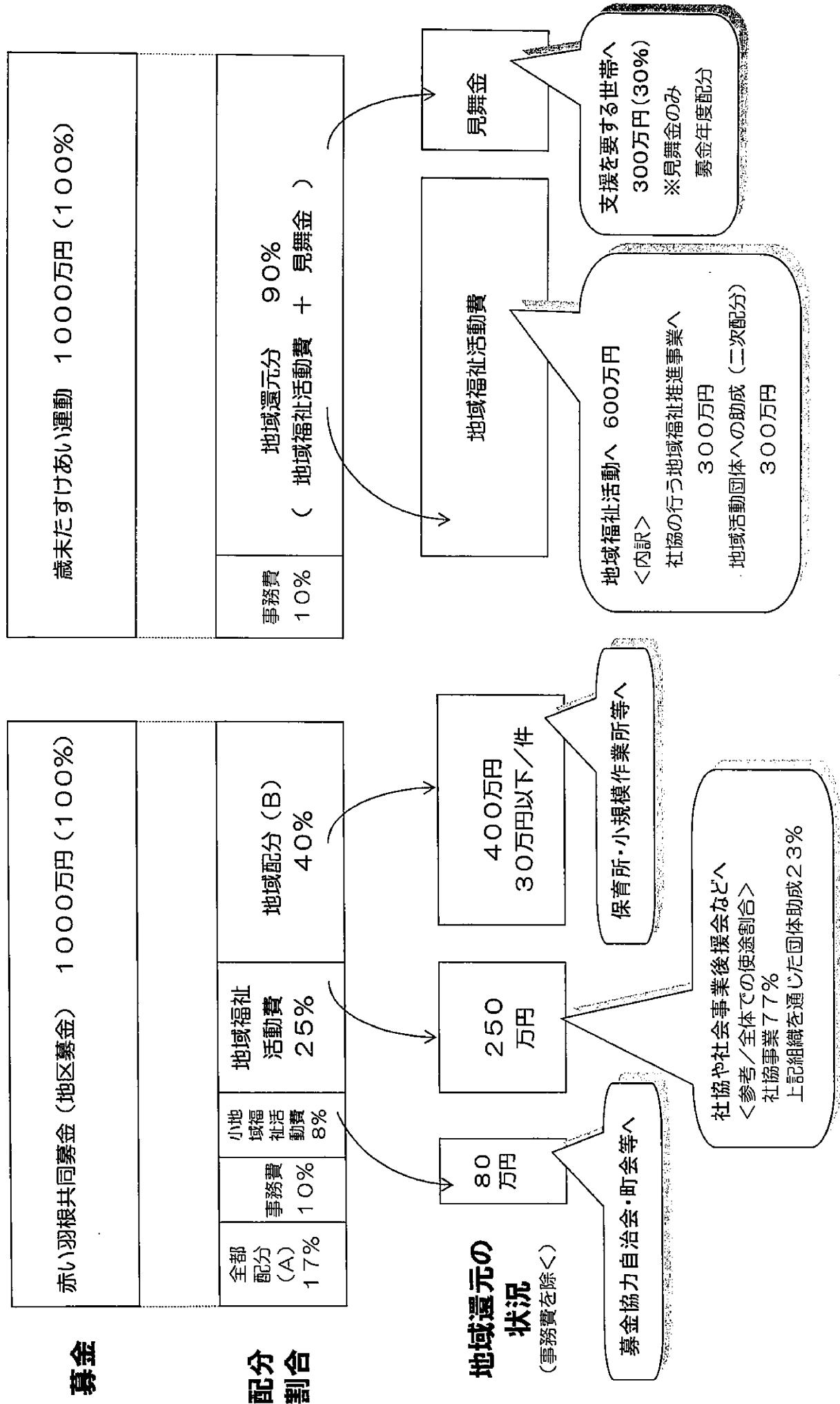
また、歳末については、当該地域で集めた募金は100%その地域に還元されるしくみとなっており、区市町村社協に対する配分として配分決定され、計画にもとづいた様々な事業に活用されている。それぞれの配分割合を、都内の募金実績を単純に平均した金額として、赤い羽根・歳末それぞれ1千万円とした場合で図に表すと、図1の通りとなる。

図1のうち、赤い羽根の地区募金における「地域福祉活動費」の使途割合は、前述の実態調査の結果から記載している。また、歳末の「地域福祉活動費」の区市町村社協で活用されている割合とボランティア団体等に対する助成（二次配分）の割合については、平成19年度の配分状況から記載している。

なお、配分推せん委員会については、平成19年度以降、配分要綱上も明確な位置づけがなされている。「全都配分（A）」「歳末」については推せん委員会の意見書が必要とされ、「地域配分（B）」については配分推せん委員会で推薦順位を決定し、都共募の配分委員会は、その推薦を充分に考慮し配分決定することとされている。

こうした状況の中で、前述の東京特有の課題も踏まえ、両募金の地域配分に係る配分基準をどのように再構築するか、その中で、地区配分推せん委員会の担うべき機能をあらためてどのように位置づけていくのかが重要な論点となる。

図1 都内の募金額の平均実績(各募金1000万円)からみる地域還元の現状



3 検討のポイント

前述の東京特有の課題を踏まえ、今後の共同募金のあり方を整理するにあたって、検討会では以下の点をポイントに検討を進めた。また、地域ごとに実情がかなり異なるため、画一的な改革ではなく、柔軟な方向付けをしていくこととした。

【改革の方向性を検討する上でのポイント】

- ① 市民にわかりやすい募金のしくみとすること
- ② 両募金を活かして地域福祉をさらに発展させる契機とする
- ③ 募金活動や配分先の決定に市民が主体的に参加するしくみを構築すること
- ④ 募金協力者の負担軽減に配慮すること

① 市民にわかりやすい募金のしくみとすること

「地域福祉」という大きなコンセプトの下、赤い羽根・歳末の趣旨が重なり、両募金の位置づけや使途の違いがわかりにくい状況が続ければ、引き続き2回の募金に協力を得ていくことは厳しくならざるをえない。これまで両募金の使途について、募金協力者や市民に説明を尽くしてきたのかを省みるとともに、今回の改革により、より一層、両募金の位置づけや使途の違いを明確に説明できるしくみに再構築することが求められる。また、使途の明確化・区別化を実現する一方で、効率的なわかりやすいしくみとするため、両募金を共同募金の枠の中で実質的に一体化していく必要がある。

② 両募金を活かして地域福祉をさらに発展させる契機とする

地域における新たな支え合いが求められる中、地域の実情や市民の意志に基づき、地域福祉のあり方を協議し、発展させていく必要がある。そのため、検討会としては今回の改革により募金実績が下がってしまうという事態は避けなければならず、地域福祉を進める貴重な財源として共同募金の実績をいかに伸ばしていくのか、募金を通じて市民の地域福祉への参加をいかに得ていくのかを今後の課題として、複数回の募金の機会を維持・発展させていく方向を模索することとした。

③ 募金活動や配分先の決定に市民が主体的に参加するしくみを構築すること

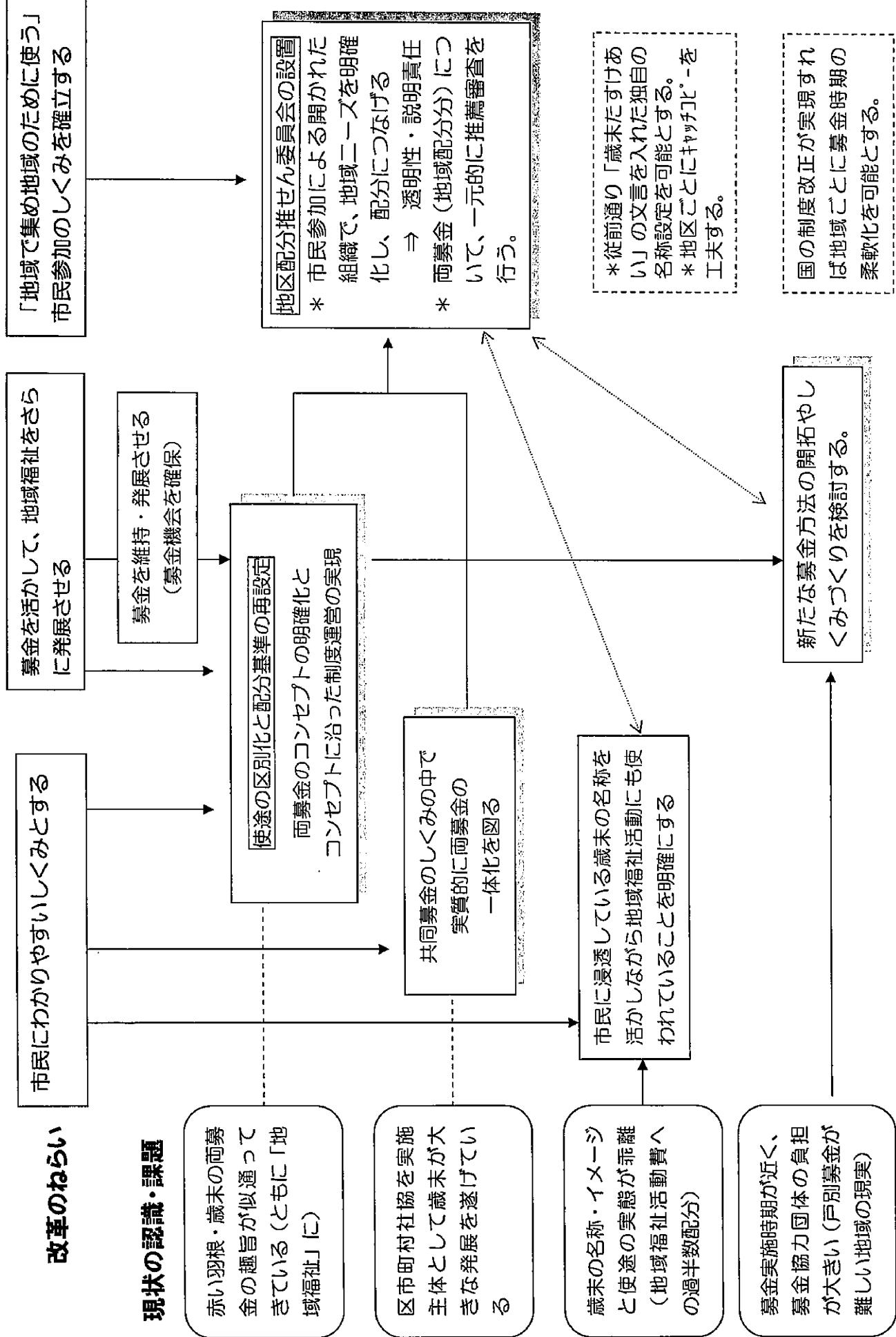
共同募金への市民参加を促進していくことが寄付文化の進展、ひいては地域福祉の発展につながると考えられる。市民が主体的に参加し、地域福祉のあり方を決定していくことが求められる今、共同募金においても「地域で集め地域のために使う」市民主体のしくみをいかに構築していくのかを、今回の改革の中核として検討を進めるこ

とした。こうした市民主体のしくみが構築され、その中で、共同募金のあり方を模索し続けていくことこそが、眞の意味で必要とされる共同募金の実現につながると考えた。

④ 募金協力者の負担軽減に配慮すること

募金協力者の負担の大きさは、募金の実施時期が近いということだけでなく、上記の使途の違いがわかりにくくなっていることも深く関係していると考えられる。また、自治会・町会の加入率の低下などにより戸別募金そのものが難しくなってきている実情も影響しているものと考えられることから、こうした状況を踏まえて、改革の方向性を検討することとした。

図2 改革の方向性を考えるためにたっての概念整理チャート



II 改革の方向性について

《改革のねらい》

前述の東京特有の状況を踏まえ、東京における新たな共同募金のあり方を確立するにあたって、以下の課題があげられる。

- 1 赤い羽根募金と歳末募金がともに重要な位置を占めている現状をふまえ、今後、両募金の関係をどのように整理し、またそれをいかにわかりやすく示していくか。
- 2 地域住民や関係者が主体的に取り組む新しい「地域募金」を推進するためには、どのような仕組みや取組みが有効か。
- 3 上記への対応を図るにあたって、都共募を中心とする広域的な募金・配分のシステムと、新たな「地域募金」のシステムをどのように融合させるか。

以下では、現時点において考えられる改革の方向性をできるだけ具体的に提起することとする。ただし、この提案は今回の改革の主目的である地域を主体とした新たな募金・配分システムの構築という視点に基づくものであることから、都共募を中心とした広域的なシステムの今後の方向性については必ずしも十分に示しきれていない。もちろん、この提言が新しい「地域中心の募金・配分システム」を提起することにより、それが結果的に広域システムのあり方に影響する部分は決して小さくないと思われる。しかし、いずれにしても今回の提案は、あくまで「地域発」の改革の端緒を切るものであり、今後この改革が着実に進むことにより、まさに住民主体の視点から、さらなるトータルな改革につながることを期待したい。

改革の方向性 1

2つの募金を維持・発展させる

「赤い羽根」と「歳末」の体制を維持した上で、両募金のコンセプトとそれに基づく使途の違いをわかりやすく明確に示すことにより、募金活動に対する市民の理解と参加を促進する。

【説明】

- (1) 趣旨や目的の異なった募金の機会が複数あることは、地域福祉に対する市民の理解と参加を促進する上で貴重であると考えられることから、今後も「赤い羽根」と「歳末たすけあい」の両募金の実施体制を維持する必要がある。
- (2) 2つの募金を今後も併存させるにあたっては、町会・自治会をはじめとする募金協力者との連携体制を引き続き重視する必要があり、その負担軽減をいかにして図るかが重要な課題となる。今後、地域の関係者の意見を聞きながら、募金協力者へのサポート体制（説明媒体の充実等）や募金方法の見直し（→改革の方向性5）等を進める必要がある。
- (3) また、2つの募金が併存することについて、これまで以上に市民にわかりやすく説明をする必要がある。そのためには、募金使途の明確化や配分の透明性を高めるとともに、両募金の基本コンセプトの違いをわかりやすく明確に打ち出すことが重要である。
- (4) 現在、両募金の大まかなコンセプト（基本的な趣旨・性格）は、「赤い羽根 ⇒ 福祉施設や団体への支援」、「歳末 ⇒ 地域における多様な福祉活動の促進と生活困窮者等への支援」として認識されつつあるといえる。しかし、それが実際にどれだけ市民に浸透しているかについては疑問がある。また、そもそも近年、赤い羽根が地域福祉へのシフトを進める中で両募金の違いが不明確となり、その結果、市民の理解を得にくくなっているという問題が背景にあることを忘れてはならない。そうした中、実際に両募金のコンセプトの違いに応じた制度運用（とりわけ使途の明確化）が図られているかについても改めて検証が必要である。
- (5) 募金活動への市民の理解と参加を促進するためには、①両募金のコンセプトをさらにわかりやすく明示することと、②コンセプトに沿った、市民に説明のできる制度運用（とくに使途の明確化）を徹底することが求められる。

(6) 両募金のコンセプトの違いを明確にするにあたっては、すでに定着しつつある上記のイメージを尊重することが適当と考えられるが、両募金の地域福祉へのシフトが進む中で、改めてこれをさらに分かりやすく提起するため、簡潔でインパクトのあるネーミングやキャッチフレーズを考える必要がある。

【具体的な対応】

- ① 「赤い羽根」と「歳末」は、同じ共同募金のしくみの中で行う募金ではあるが、募金の使いみち（使途）が違うことを明確に打ち出すことで、今後も両募金への協力を呼びかける。
- ② それぞれの募金の使いみちは、「赤い羽根→社会福祉施設や団体への支援」、「歳末→地域における福祉活動支援（社協の行う見舞金配布や地域福祉推進事業を含む）」であり、このコンセプトに沿って、違いを明確化できる制度運営を行う（→改革の方向性2）。
- ③ 赤い羽根については、社会福祉施設が地域的に偏在していることや、施設改修や先駆的な事業の展開など、大規模配分の必要性もあることから、地区募金の2割弱（17%）は全都配分とし、寄付者にはあらかじめこのことに対するご理解を求める。

改革の方向性 2

コンセプトに沿った「配分基準」を確立する

両募金のコンセプトの違いに沿った「使途の区別化・明確化」を徹底するため、既存の配分基準を見直し、再編整理する。

制度移行に伴う両募金の配分調整については、市民・寄付者の理解を得られる範囲で柔軟に設定する。

【説明】

- (1) 現在の両募金における配分の実情は、「赤い羽根 ⇒ 福祉施設や団体への支援」、「歳末 ⇒ 地域における多様な福祉活動の促進と生活困窮者等への支援」というコンセプト（イメージ）に沿ったものには必ずしもなっていない。
- (2) たとえば、赤い羽根による配分総額の25%（上限）を占める「地域福祉活動費」は、実際には、社協が市民を対象に直接実施する多様な事業の経費や、市民やボランティア等による地域福祉活動への助成に配分されている。これらは、地域の実情に応じて有効に活用されていることは間違いないが、上記の「赤い羽根 ⇒ 福祉施設や団体への支援」というイメージからは外れたものと考えられる。
- (3) 同様に、歳末による配分の48%を占める社協からの「二次配分」は、そのうちのおよそ25%が福祉施設への助成となっており、上記の「歳末 ⇒ 地域における多様な福祉活動の促進」という趣旨にはやはり合致しないものといえる。
- (4) 今後、両募金のコンセプトの違いを明確にし、それに沿った、わかりやすく透明性ある配分を実現していくためには、両募金の配分基準や対象・方法等を見直し、必要な調整を行うことが求められる。
- (5) 配分基準の見直しに関する基本的な考え方としては、①赤い羽根で集めた募金は、いわゆるA配分（広域配分）を含め、福祉施設・団体への助成に特化する、②歳末により集めた募金は、社協が実施する地域福祉活動の推進経費を含め、多様な担い手による福祉活動への助成に特化する、という整理が考えられる。
- (6) ただし、赤い羽根における「小地域福祉活動費」は募金協力者である町会・自治会等に対する所用経費の配分であることから、今後も必要に応じて配分対象とすることが適当である。また、歳末の「見舞金」は、市民が歳末募金に対して抱いているイメ

ージのひとつである「生活困窮者等への経済的な支援」を具体化するものであり、今後も継続を可能とするべきと考えられる。

(7) なお、制度移行に伴い、両募金の募金実績がそれぞれのコンセプトに基づく配分の需要に対してアンバランスになったとき(たとえば赤い羽根で1千万円が集まつたが、福祉施設・団体助成は800万円しか需要がなく、逆に歳末による地域福祉活動への助成経費が200万円不足するような場合)に、どのように調整・緩和策を設けるかが課題となる。両募金間で調整を行うことは、募金のコンセプトと使途が一致しないこととなり、寄付者の理解を得られにくく、原則として慎重でなければならないと考える。一方、地域で集めた募金をその地域で有効に活用していくことは必要であり、制度移行期間において生じた募金と配分のアンバランスに対してはある程度柔軟に対応することが必要と考えられる。

【具体的な対応】

① コンセプトに沿った配分を徹底していくため、これまで区市町村社協や社会事業後援会等に配分されてきた赤い羽根の「地域福祉活動費」(地区募金の25%以内)を23年度の配分より廃止し、「地域配分」の配分原資とする。これにより、「地域配分」の上限を40%以内から65%以内に変更する。

→ これまで赤い羽根の「地域福祉活動費」を使って福祉施設や団体に対する助成を行っていた場合は、23年度配分より「地域配分」に申請いただくこととする。

→ また、これまで赤い羽根の「地域福祉活動費」を、区市町村社協等が行う地域福祉推進経費として活用していた場合には、23年度より、歳末たすけあいの配分対象とする。

② これまで赤い羽根において募金に協力いただいた町会・自治会等に「小地域福祉活動費」として配分していた部分についても、今後は「地域配分」の中に位置づけることを原則とし、地域の実情に応じた配分、活用を可能にすることとする。これはご協力に対する必要経費として今後も配分の必要性がある一方、自治会・町会からはもつと有効に配分原資として活用して欲しいとの要望もいただいていることによる。

なお、今後も町会・自治会等に対する配分が必要な場合は、従来どおり「小地域福祉活動費」を「地域配分」とは別枠とすることも認められる。

<例> 赤い羽根地区募金額 1000万円

これまで		今後
地域配分	400万円	
地域福祉活動費	250万円	
小地域福祉活動費	80万円	
全都配分	170万円	
事務費計	100万円	
		地域配分 730万円
		※小地域福祉活動費を別枠とすることも可
		全都配分 170万円
		事務費計 100万円

- ③ 2つの募金において募金と配分にアンバランスが生じた場合の対応については、赤い羽根の「地域福祉活動費」(地区募金の25%以内)を廃止したことに伴い、区市町村社協等の地域福祉推進経費が歳末に移行しきれない場合であって、当該地域における「地域配分」枠が上限に達していない場合には、当分の間、赤い羽根の「全都配分」(都共募決定分)において優先的に配分決定するものとする。
- ④ 募金の事務費については、従来どおり両募金とも募金額の10%を上限とする。そのうち、従来は赤い羽根についてのみ5%分を全都的な事務費にあてていたが(配分推せん委員会を設置する地区は2%分)、今後は、歳末についても全都的な調整業務等に係る事務経費として1%分をあてるることとし、赤い羽根については4%分を全都的事務費にあてるとしている。ただし、配分推せん委員会に要する経費については、これとは別に支出できるものとする。

<事務費負担の基準>

	赤い羽根		歳末たすけあい	
	現 状	改正案	現 状	改正案
地域事務費	5 %	6 %	10 %	9 %
配分推せん 委員会経費	(3%)	※	—	※
全都的 事務費	5 % (2%)	4 %	—	1 %

()・・現状で配分推せん委員会を設置した場合。

※ ・・配分推せん委員会の運営に要する経費は10%とは別枠とする。

- ⑤ なお、平成20年10月7日付で厚生労働省より示された「共同募金の募金経費標準の特例措置について」では、平成25年度までに限り、使用できる事務費の基準を概ね20%までとすることとされている。この措置は、低落傾向にある募金実績に歯止めをかけ、将来の大幅な実績増に向けた取組みを促す趣旨のものである。たしかに東京にあっても、今後、後述(改革の方向性5)するような新たな募金方法の開拓等

に地域の創意工夫を活かして取り組むにあたっては、この措置が活かされる余地があるものと考えられる。しかし一方で、時限的な措置であるとはいえ、募金から支出する事務費を安易に増大させることは必ずしも寄付者の賛同を得られるとは言えず、かえって募金実績の停滞をもたらす恐れも否定できない。したがって、東京における事務費の取扱いは上記④を基本とし、地域によって特別に開拓的な取組み等を実施する場合には都共募と個別協議をした上で慎重に対応することが必要である。

- ⑥ 標準的な配分基準のモデルは、別途、都共募から提示することとなるが、たとえば、『福祉施設・団体が行う地域福祉活動の経費』や、『社協を含めたボランティアグループやNPOにおける備品整備費』を赤い羽根、歳末のどちらの対象にするかについては、募金実績や施設数といった地域の実情や関係者の意志を踏まえ、地区配分推せん委員会において、できるだけ柔軟に設定できるようとする。

「配分推せん委員会」の設置を促進する

「地域で集めて、地域のために使う」という基本的な方向性を確かなものにするため、「地域で決める」しくみをできるだけ早期に確立する。

それにより、地域の実情に応じたきめ細かな配分を実現するだけでなく、両募金のコンセプトや使途の区別化を徹底するよう、統一的な基準やルールづくりを進める。

【説明】

- (1) 両募金とも「地域で集めて、地域のために使う」という今後の方向性の中では、両募金のコンセプトやそれに基づく使途の区別化・明確化を具体化していくため、両募金を通じた「地域で決めるしくみ」が不可欠になると考えられる。これを担う市民参加、市民主体による第三者機関として「地区配分推せん委員会」の設置を区市町村ごとにできるだけ早期に実現する必要がある。
- (2) 配分推せん委員会の設置は、地域で集められた善意の募金をどう使うのがその地域にとって真に有効であるかを、市民や関係者が自ら主体的に決めていくことを意味する。これは、住民主体の地域福祉活動を推進する社協にとってもきわめて重要な課題であることから、基本的に区市町村社協がその事務局を担うことが適当と考えられる。
- (3) 配分推せん委員会は、一般市民の他、福祉活動グループなどの受配団体や、募金協力団体（地区協力会を含む）、福祉関係者等による開かれた組織とし、地域の実情と市民感覚を重視した、透明性ある運営を旨としなければならない。
- (4) 配分推せん委員会の設置を進めるにあたっては、地区協力会や自治会・町内会、行政をはじめとする関係機関の理解と協力を得る必要があり、一定の経過期間を設けることが考えられる。また、必要な事務費の確保、事務の合理化、設置に向けたインセンティブの導入などを総合的に検討する必要がある。
- (5) とりわけ、配分推せん委員会の設置・運営に要する経費の確保には特段の配慮が必要である。その点に関しては、配分推せん委員会の運営経費は、市民活動そのものと捉えるべきものであることから、募金事務にかかる経費と別枠とすることが必要である。

【具体的な対応】

- ① すべての地域において、平成22年度中に「地区配分推せん委員会」を設置し、募金コンセプトと地域ニーズに沿った配分推薦や制度運営を実現させる。
- ② 配分推せん委員会の事務局は、原則として区市町村社協が担うことが想定されるが、一般市民や関係者による開かれた組織とし、地域ニーズを反映した透明性ある運営を行いうことが必要である。そのため、できるだけ独立性を担保した外部組織として位置づけることが望ましい。
- ③ 現在、地区協力会の事務局を行政が担っている地域については、配分推せん委員会の設置に伴い、改めて地区協力会との役割分担を検討する必要がある。その際、地区協力会が果してきた機能や役割を今後も尊重するべきことは当然である。たとえば、赤い羽根の配分推せんを地区協力会（社会事業後援会等）が行ってきた地区については、今後も社会事業後援会等による審査を継続し、その結果を配分推せん委員会に報告して、承認を得るといった形も考えられる。
- ④ 配分推せん委員会の運営に要する経費については、前述（改革の方向性2）のとおり、従来の事務費とは別枠で赤い羽根、歳末の双方から按分して負担することとする。その際、人口規模が小さく募金実績が少ない地区については、配分推せん委員会の基礎的な運営経費が確保できるよう、都共募において配慮することが望まれる。
- ⑤ 推せん委員会の役割は、両募金の実施計画・配分基準の策定、赤い羽根の「地域配分」に関する配分推せん審査、歳末における地域福祉活動費の配分推せん審査とする。
- ⑥ 現在、共同募金の使途を市民（寄付者）に公開するとの趣旨で、データベース「はねっと」が全国的に運用されているが、今後は、配分推せん委員会が地域に対して説明責任を果たすことが重要と考えられる。

改革の方向性 4

地域における主体的な決定を尊重する

配分推せん委員会を中心とした新しい募金推進のしくみの下、両募金の名称（キャッチフレーズ等）や重点テーマの設定、実施期間、具体的な配分基準等については、原則として、地域の実情に応じて市民や関係者が自ら決定できるものとする。

【説明】

- (1) 共同募金に関する今回の改革の基本的なねらいは、「地域で集め、地域で決めて、地域のために配る」という募金運動本来の趣旨を再確認し、赤い羽根、歳末を通じてそのために必要な市民参加・市民主体による推進体制を地域に構築することにあるといえる。こうした趣旨を踏まえると、改革の基本的な方向性や、とりわけ具体的な運用方法については、全国レベルはもとより東京都レベルにおいても、こと細かに制度を設定し、全都的に遵守を求めるという方式はもはやなじまないといえる。
- (2) もちろん一方で、たとえば広域的な配分の需要など全都的な調整機能を求められる分野があることや、効率的で透明性ある事務管理の必要性、あるいは全国的・全都的なキャンペーン機能への期待など、一定の範囲で広域的なしくみやルールが依然として求められていることも確かである。
- (3) 今後、東京都共同募金会と東京都社会福祉協議会では、今回の改革の趣旨を踏まえて全都的な取組みを確実に進めることができるよう、共通のルールや基準等を定めるとともに、それが地域の実情に応じてきめ細かく柔軟に対応することができるよう、国や東京都との調整を含め、必要な取組みを行うこととする。

【具体的な対応】

- ① 歳末については、今後、「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」を全都的な名称として運動を展開していくこととする。また、これまで通り、地域の実情に応じて「歳末たすけあい・地域いきいき募金」等、独自の名称で募金運動を展開することも可能とし、キャッチコピーについても、各地区の使途等に応じて決定し、使用することとする。

- ② 赤い羽根「地域配分」の配分対象は、基本的に、保育園・小規模作業所といった地域に根ざした福祉施設と団体等とし、原則として入所施設の備品費等は対象外（全都配分の対象）とする。団体をどこまで対象としていくかは、募金実績額を勘案し、地区配分推せん委員会において決定していくこととする。
- ③ 赤い羽根の「地域配分」は、配分推せん委員会からの推薦に基づき、当分の間、都共募から個々の福祉施設・団体等に送金することができるこことする。
- ④ 歳末の地域福祉活動費は、都共募から配分推せん委員会に送金され、その上で区市町村社協や個々のボランティア・市民活動団体に送金される。

改革の方向性 5

新たな募金方法の開拓や仕組みづくりを進める

地区配分推せん委員会を中心とした新たなしくみの下で、地域の実情と時代にマッチした募金方法の開拓、募金の仕組みづくりに取り組む。

【説明】

- (1) 時代にマッチした募金方法を確立していくことは、共同募金改革における最大の課題のひとつといえる。今回の改革を着実に進め、地域において住民参加による主体的な募金運動の推進体制を構築する中で、地域の実情と住民の意思に基づく募金方法を確立することが求められる。
- (2) その中で戸別募金に関しては、ひとりひとりの住民に地域福祉活動への理解と参加を求める取組みの重要性は今後も変わらないといえる。一方、自治会・町内会の組織率・加入率の低下や、マンション等の集合住宅におけるコミュニティの欠落といった都市型地域社会が直面する課題をふまえた上で、戸別募金に期待される役割と可能性、そして今後のめざすべき方向性を明確にする必要がある。
- (3) また、市民のライフスタイルの変化に応じた多様な募金方法の開拓に努めることは、今後、地区配分推せん委員会と都共募・東社協が協働して取り組むべき課題である。その中で、地域住民の主体的・意欲的な取組みにより、募金機能付き自動販売機の設置や24時間営業のコンビニエンスストアに卓上募金箱の設置協力を依頼するなど、地域性の高い方法で募金全体の底上げを図ることが必要である。
- (4) また、現状において都共募による広域的な募金体制が及んでいない分野や手法については、地域関係者の意欲と創意工夫により新たな募金活動を積極的に開拓していくことを推奨する。その場合の募金実績は、地域配分の原資として地域還元にあてることが考えられる。一方で、すでに都共募の広域募金体制によりカバーされている学校募金や職域募金等の領域に関して、新たに地域の主体的な取組みにより拡充を図るという場合には、都共募との協議により緊密な連携体制と適切な配分割合を設定することが必要である。
- (5) いずれにしても、今後は配分に限らず募金に関しても、できるだけ地域の主体性と創意工夫を生かしたきめ細かな取組みを重視することが、募金運動全体の着実な発

展につながるものと思われる。一方、東京においては、大企業が多いことや、住民の流動性が高いこと、地域間の格差が大きいこと等により、都共募による広域的な推進・調整機能はさらに強化されるべきである。今後、配分推せん委員会を中心とする地域主体の推進体制の構築を進める中で、広域的な募金システムと地域募金の調和と連携を図ることが重要である。

III 実施に向けたスケジュールの考え方

今回提起した改革の方向性については、原則として23年度配分からの適用を目指し、各地域での体制づくりを進めていくこととする。但し、改革の大きなポイントの一つである「地区配分推せん委員会」の設置を進めるにあたっても、行政が地区協力会の事務局を担っている場合など、地域ごとの実情があることから、柔軟な対応を図る必要もある。

《共同募金改革の年次予定》

※ 下記を原則とするが、地域の実情に応じて柔軟な対応を可とする。

21年度	改革準備期間（地域における検討と関係者への周知等）
22年度	新制度への移行期間（配分推せん委員会の設置、募金計画・方針の策定、配分基準等の決定）
23年度	本格実施（新基準に基づく、配分申請の受付と審査・決定・配分）

23年度配分からの適用を行う場合、各地域において、22年度中に「地区配分推せん委員会」を設置し、22年度に集める募金の使途について協議いただく必要がある。赤い羽根の運動が展開される10月、もしくは歳末の見舞金配布を行う12月以前に立ち上げることが望ましいと言える。もちろん、21年度に設置が可能な地域については、隨時先行して取り組むものとする。

(1) 平成21年度

上記スケジュールで取り組むためにも、都共募から各地域に対して、設置意向や設置に向けた個別の課題をヒヤリングすることとする。また、地区配分推せん委員会における推薦基準のモデルやガイドラインの提示、募金協力団体や受配施設に対する周知するなど、設置に向けた条件整備に取り組むこととする。

各地域においても、地区配分推せん委員会設置に向け、組織的な位置づけや委員の人選などの検討を行うとともに、現状の配分状況を踏まえ、使途の区別化をシミュレーションし、地域の実情に応じた推薦基準づくりに向け、準備を行うこととする。

(2) 平成22年度

都共募より、今回の改革の方向性に沿った運動要綱や配分要綱が示される。各地域ではできるだけ早期に地区配分推せん委員会を立ち上げ、募金のコンセプトやそれにもとづく募金計画を検討し、募金活動を展開する。また、地区配分推せん委員会として、歳末を活用して実施する助成事業（翌年度配分）について、募集のスケジュールや要綱などを決定する。

(3) 平成23年度

22年度募金のうち、翌年度配分となる赤い羽根の「地域配分」と歳末の「地域福祉活動費」が地区配分推せん委員会に送金される。配分を受ける区市町村社協、施設・団体等では、地区配分推せん委員会からの送金を受け、申請事業に取り組む。

IV 今後の取り組み課題

本検討会においては、①赤い羽根と歳末の二つの募金を、改めて共同募金のしくみの中で一体化し、市民にわかりやすいしくみとすること、②その上で両募金の使途を明確にし、それにもとづく配分割合を再設定すること、③地区配分推せん委員会という「地域で集めて地域で配る」市民参加による「地域で決めるしくみ」をつくるを中心検討を進めてきた。このことについては、第Ⅱ章の「改革の方向性」のとおりだが、この方向性を実現していくためには、次の段階として整理・検討すべき重要な課題や実務的な問題も少なくない。以下に改革実施段階に向けた今後の課題を列挙する。

1 改革を進める上で早急に詰めるべき課題

◇配分推せん委員会の位置づけや役割等の再検討

今回の検討の中で、モデル的に配分推せん委員会を設置している4地区から、現状と課題の報告をいただいた。これまで各地区の実情に応じて、モデル的に設置を進めてきたこともあり、報告の中では、委員会の位置づけが「地区協力会の内部組織」であったり、「協力会からも社協からも独立した外部組織」であったりと違いが明らかとなった。また、委員の選出区分や役割にも違いがある。今回の改革においても、各地域の実情に応じて委員会を設置していくことが基本となるが、委員会の設置を前提とした募金・配分のしくみを確立していく上で、全般的に共通する部分を明確にしておくことが必要と考えられる。現在の「設置要綱」や「準則」「事務の標準モデル」等について見直しを進め、必要な改定を行う必要がある。

また、配分推せん委員会が、広く市民が参加し、開かれた透明性ある運営を実現していくために、どのようなメンバー構成をしていくのか、市民の理解・共感を得られる委員構成や事務局体制のあり方についても、一定の方向性を示していく必要がある。

◇配分推せん基準のモデルの検討

今回の改革において、赤い羽根と歳末の両募金の使途の区分を明確にし、配分枠の再整理を行った。原則として23年度配分から、「赤い羽根⇒福祉施設や団体への支援」「歳末⇒地域における多様な福祉活動の促進と生活困窮者等への支援」という大きなコンセプトの下、それぞれの地域の実情や市民の意志に沿った配分を実現していくこととなる。

上記コンセプトに対しては、地区協力会や区市町村社協からの意見集約において、「使途（事業の性格）での区分なのか、事業の実施主体による区分なのか」「施設・団体の範囲はどこまでなのか」といった意見が出された。

こうしたことについては、募金実績や地域の実情を反映させ、今後、地区配分推せん委

員会において、地区独自の配分基準を設定していくこととなる。そのためにも、共同募金という大きなしくみの中で、共通するルールやガイドライン等を明確にしていくことが早期に求められる。

◇会計処理の取り扱い方法

従来、歳末募金は、歴史的な経過から、区市町村社協の事業という側面を強く持っていた。今回の改革においては、募金運動全体の透明性や的確性を高めるため、歳末を改めて共同募金のしくみの下で一体化することを提起している。そのため、歳末の中に全都的な事務費を位置づけるとともに、市民に開かれた配分推せん委員会の重要な機能として、赤い羽根の地区募金と歳末の両方の配分を決定していくこととなる。

これまで歳末については、適正で透明性ある処理を行うため、区市町村社協の会計の中に特別会計を設け処理してきた。また、事務費については当該年度の募金を算出基準として執行してきた。赤い羽根の募金については、事務費は予め都共募からの送金を受け、地区協力会として独立した会計で経理処理を行っている（区市町村社協の会計上は、配分を受けて実施する事業の経理区分において収入計上のみ）。

今回の改革によって、こうした経理処理の状況をどのように考えるのか、配分推せん委員会の事務費を両募金で按分する場合、どのように処理していくことが可能なのか等について早急に詰める必要がある。

2 国や中央共募への要望・提言も含めて整理すべき課題

◇募金の実施時期について

現在、10月には赤い羽根が12月には歳末が実施され、いずれの募金も、町会・自治会、民生委員の方の協力により行われている。両募金の時期が近いこともあり、募金協力者の負担は非常に大きいものがある。今回の使途の区別化により、今後も違う趣旨の2つの募金への協力をお願いしていくこととなるが、中央共募の答申においては、年間を通じた募金への転換（＝募金時期の柔軟化）を打ち出している。社協会費や日本赤十字社の社費を集めるとの調整も必要となるが、地域の実情に応じて募金の実施時期を設定できる柔軟なしきみが求められる。募金時期の柔軟化を行うにあたっては、国の法改正が必要であり、今後の動向を注視しながら、必要な要望を行っていくこととする。

◇「はねっと」による情報公開のしきみについて

現在、使途の透明性を高めるため、全国的に使途内容を検索できる共同募金データベース「はねっと」が運用されている。「はねっと」運用にあたっては、最終事業執行者ごとに、事業の目的や配分金額、事業内容などを入力する必要があり、現在、歳末については区市町村社協が一つ一つの事業ごとに作成・入力している。東京においては、募金実績も大き

く、地区によっては事業数（＝「はねっと」入力件数）が300を超え、その事務負担は膨大といわざるを得ない。

今後、共同募金がより地域に密着した小さな活動に対しても活かされることが期待される中で、また、「地区配分推せん委員会」という地域のニーズに沿った配分を市民参加により実現していく中で、今後も全国的な「はねっと」というしくみが必要とされるのか。配分推せん委員会における情報公開のしくみを確立していくことと併せて、その必要性について検討していくことが求められる。

◇単年度配分の弾力化

今回の検討の中で、配分を受けた年度内で執行するという現在のしくみを弾力化できなかといつた意見が出された。地域で集めた募金が、真に必要とされる事業に市民の意志にそって活用されるために、一定のルールのもと複数年に渡る事業の執行を認めていく等、弾力化についても検討する必要がある。

3 次の検討に向けた基本的な課題

◇多様な募金方法の開拓

今回の検討を通して、戸別募金が難しくなっているという地域の実情が一貫して出された。町会・自治会の加入率低下、役員の高齢化に伴う担い手不足、都市部におけるマンションの増加、オートロックマンションに住む若い世代にどのようにアプローチしていくかなど、地域の実情を踏まえた新たな募金方法を開拓していく必要がある。

特に自治会・町会に加入していない世帯にどのようにアプローチしていくのか、現在広域的に実施しているインターネット募金についても、地域や事業を選択して募金できるしろみをつくるなど、様々な角度から検討し、試行していくことが求められる。

◇募金運動の実施体制

今回の改革を進めることで、多くの地域では、区市町村社協が歳末の実施主体であるとともに、地区協力会や配分推せん委員会の事務局を担うことが想定される。募金の推進体制を構築するにあたっては、組織の位置づけや委員の人選などにより透明性を確保する努力を重ねる一方で、より市民からの理解を得られやすいしくみを検討していく必要がある。検討にあたっては、中央共同募金会における共同募金委員会や審査委員会の動向を睨みながら、東京の特性を踏まえたしくみを確立していく必要がある。その際、赤い羽根と歳末とともに、社協会費の性格と位置づけについても整理をし、市民にわかりやすく提示することが求められる。

おわりに

今回、本検討会が提起した共同募金の改革の方向性は、日本の社会福祉が新たなステージを迎える、単なる「地域化」から、いわば「市民化」を本格的に指向する段階に入ったことと機軸を一にしているといえる。

もちろん、今後も公的な福祉施策の重要性がいささかも減ずることはないことは言うまでもない。しかし、実はそのことと決して矛盾することなく、むしろそうであればこそなおのこと、これまでのように行行政に丸ごとおまかせではなく、市民が主体的に参加し、意見を言い、行動し、共に築いていく地域社会のあり方が鋭く問われていることに今多くの市民が気付きはじめている。仮に、貴重な公費を投入してどんなに手厚い福祉サービスを用意したとしても、それを主体的に受けとめ、有効に活かしていく地域の素地がなければ砂漠に水をまくのに等しいことになりかねない。ましてや公的サービスの現実は、厳しい財政状況等を背景として、現在の水準を維持することすらきわめて困難な状況にあることを考えればなおさらである。

こうした中、共同募金運動が新たにめざそうとする改革の方向は、単なる「寄付文化」の定着・発展にとどまらず、市民が主体的に参加し、共に進める地域づくりへの現実的、具体的なアプローチでなければならない。つまり、これからのおまかせや募金運動は、地域において市民参加と協働を進める上でのかげがえのない貴重なファクターとして位置づけられるのである。

今回のこの提言が、こうした基本的な問題意識の下、時代のターニングポイントに際してどれだけ有効に機能するかは必ずしも定かではない。第IV部で整理したように、むしろ今後に残された課題の方が多いことも事実である。それに対して、今後の改革の成否はひとえに各地域において配分推せん委員会を核として、市民と関係者の主体的な参加と協働のしくみをいかにして機能させるかにかかっていると思われる。逆にいえば、それなくして残された多くの課題への有効な解決への道筋は決して見えてこないといわなければならない。それは、今回の改革の精神が、いわゆる「上からのおしきせやあてがい」を是とするのではなく、市民発、地域発に大きく転換を図るものであることからの当然の帰結であるといえる。

この改革を進めるにあたって、都共募や東社協の果たすべき役割が決して小さくないことは言うまでもない。しかしそれ以上に、「住民主体による福祉コミュニティづくり」を基本的な使命とする区市町村社協に期待される役割はきわめて大きい。願わくば、これを契機として地域のさまざまな関係者が力を結集し、多くの市民の意欲的な参加を得て、この改革が地域福祉新時代への貴重な一歩となることを期待してやまない。

資料編

東京における共同募金のあり方検討会 設置の背景

赤い羽根募金

始まりは・・・

趣旨：「国民たすけあい運動」

第二次世界大戦で国や社会は疲弊。福祉施設への国庫補助打ち切り。

1947年（昭和22年）／中央・都道府県共同募金会発足・第1回全国国民たすけあい募金実施

歳末たすけあい運動

始まりは・・・

趣旨：「皆で明るいお正月を」

都内では1952年（昭和27年）、東社協主唱による歳末助け合いのための「一品持ち寄り運動」「不用衣類供出運動」を全般的に展開。1959年（昭和34年）に共同募金の一環として位置づけられ、共同募金の期間が10/1～12/31の3ヶ月間となった。

当時の使い途は・・・

福祉施設・団体への助成（経常経費）が中心。

その後、公の措置委託の制度が充実し、次第に公費補助の対象とならない増改築や改修、遊具や備品の購入等臨時的な支出に変化。また、地域福祉・在宅福祉を進める事業への助成を拡充。

当時の使い途は・・・

生活困窮者への見舞金の配布が中心。その後、住民の主体的な地域福祉活動やボランティア活動への助成を拡充。

2000年（平成12年） 社会福祉法 施行

地域福祉を推進する募金として位置づけられる。従来あった社会福祉事業を経営する者への過半数配分が撤廃。

地域福祉・在宅福祉の進展により見直し

- ・生活保護世帯、施設入所への配布は廃止
- ・見舞金の配分比率を全体の5割未満に
- ・地域福祉活動費を重点に

※東社協・都共募 委員会提言／1996年（平成8年）

地区配分推せん
委員会を全地区
に設置へ

※都共募委員会報告
／2001・2002年（平
成13・14年）

- ①両募金とも目的が「地域福祉活動」にシフト。両募金の性格の違いが曖昧に。
②地域福祉に有効に使うためには、従来の広域的な配分決定のしくみでは対応困難

再整理が必要！

配分の仕組みの検討・・地区配分推せん委員会

《使途の明確化》

福祉施設や団体への支援

《使途の明確化》

多様な地域福祉活動の促進

東京都共同募金 取扱い寄付金 各年度実績表
(昭和22年度～平成19年度)

資料2

(単位:千円)

年度	一般募金	地区歳末たすけ あい寄付金	NHK歳末たす けあい寄付金	NHK災害たすけ あい寄付金	期間外寄付金	お年玉年賀 はがき寄付	寄付金総額
昭和22	24,073						24,073
23	64,117						64,117
24	78,532					12,342	90,874
25	71,547					30,548	102,095
26	80,360		896			29,054	110,310
27	82,988		1,162			29,727	113,877
28	91,566		1,548			37,375	130,489
29	78,747		5,105				83,852
30	79,626		4,963				84,589
31	86,632		4,614				91,246
32	86,325		8,288				94,613
33	85,912		5,093				91,005
34	107,436	58,207	5,295				170,938
35	121,191	67,223	8,356				196,770
36	133,782	79,332	8,472				221,586
37	188,259	93,865	9,620				291,744
38	235,409	108,601	11,233				355,243
39	269,609	135,036	15,324	53,552			473,521
40	254,661	144,288	27,283	213			426,445
41	256,548	154,059	26,549	5,719			442,875
42	258,616	160,015	24,042				442,673
43	267,666	173,722	32,031	21,652			495,071
44	340,753	200,066	39,142				579,961
45	352,080	227,247	31,276		53,237		663,840
46	358,315	252,159	37,735		54,394		702,603
47	420,107	281,230	41,233	29,947	39,268		811,785
48	537,896	343,515	119,324		110,183		1,110,918
49	586,982	416,586	122,343		60,262		1,186,173
50	642,170	468,660	77,037		48,906		1,236,773
51	762,043	522,678	91,221	1,886	111,649		1,489,477
52	769,018	584,200	106,102		68,170		1,527,490
53	917,675	618,227	130,153		91,255		1,757,310
54	982,475	656,170	137,338		64,485		1,840,468
55	1,154,944	695,960	146,339		60,445		2,057,688
56	953,678	735,009	199,242		80,694		1,968,623
57	943,139	750,491	204,533	23,899	95,460		2,017,522
58	938,128	773,744	148,911		52,400		1,913,183
59	1,121,221	735,100	138,321		100,650		2,095,292
60	1,352,572	732,992	138,558		234,561		2,458,683
61	1,297,813	738,885	158,091		121,242		2,316,031
62	1,433,372	762,488	157,236		364,426		2,717,522
63	1,436,698	778,120	154,774		332,039		2,701,631
平成元	1,331,668	792,365	149,702		180,512		2,454,247
2	1,483,477	818,766	160,812		337,634		2,800,689
3	1,850,376	844,461	162,240	1,167	432,524		3,290,768
4	1,167,315	852,228	162,923		119,320		2,301,786
5	1,525,089	838,084	152,784	33,062	539,276		3,088,295
6	1,322,430	836,669	119,410	3,710	353,290		2,635,509
7	1,125,367	851,170	121,913	104,407	80,558		2,283,415
8	944,848	832,909	120,173		104,402		2,002,332
9	920,834	811,181	118,225		78,381		1,928,621
10	1,195,812	788,530	122,021		25,711		2,132,074
11	781,955	772,070	114,486		8,048		1,676,559
12	761,184	744,721	114,754	85,545	272,575		1,978,779
13	753,138	731,447	106,169	3,849	24,056		1,618,659
14	721,372	707,281	110,348	1,017	198,135		1,738,153
15	718,732	688,863	131,056	553	119,775		1,658,979
16	720,865	682,359	125,754	1,707	15,972		1,546,657
17	673,800	660,370	134,776	59	22,680		1,491,685
18	703,816	648,540	141,818		4,824		1,498,998
19	743,622	644,614	136,628		272,716		1,797,580
合計	39,750,381	26,994,503	5,084,775	371,944	5,334,115	139,046	77,674,764

東京都共同募金会 一般募金
各年度目標額・募金方法別実績表
(昭和22年度～平成19年度)

(単位:千円)

年度	目標額	実績額	地区募金	街頭募金 (含職域)	法人募金	直納寄付金
昭和 22	50,000	24,073	13,743	3,947		6,383
23	80,000	64,117	36,856	15,159	5,348	6,754
24	85,000	78,532	46,917	21,464	5,646	4,505
25	75,000	71,547	41,060	22,162	6,025	2,300
26	85,000	80,360	43,752	27,923	5,840	2,845
27	85,000	82,988	45,153	28,130	6,150	3,555
28	90,000	91,566	50,788	28,928	7,077	4,773
29	90,000	78,747	52,424	16,745	6,810	2,768
30	90,000	79,626	54,101	16,106	6,500	2,919
31	90,000	86,632	55,706	15,504	7,295	8,127
32	90,000	86,325	56,072	17,556	7,402	5,295
33	90,000	85,912	55,262	20,021	7,440	3,189
34	100,000	107,436	62,614	23,940	10,600	10,282
35	110,000	121,191	63,726	28,977	10,875	17,613
36	110,000	133,782	69,961	31,132	11,751	20,938
37	120,000	188,259	78,645	35,550	12,450	61,614
38	120,000	235,409	85,701	43,004	12,543	94,161
39	140,000	269,609	100,264	46,649	12,058	110,638
40	160,000	254,661	106,181	55,123	13,153	80,204
41	160,000	256,548	120,317	52,017	12,675	71,539
42	160,000	258,616	109,616	36,083	13,067	99,850
43	160,000	267,666	123,137	41,863	13,919	88,747
44	180,000	340,753	138,101	42,007	15,372	145,273
45	200,000	352,080	151,344	47,871	15,894	83,734
46	200,000	358,315	161,309	45,924	15,046	81,642
47	210,000	420,107	176,627	49,308	16,486	138,418
48	365,000	537,896	196,348	52,364	26,884	152,117
49	391,330	586,982	219,584	64,270	30,638	212,228
50	391,330	642,170	240,870	72,033	31,225	249,136
51	423,883	762,043	268,596	87,822	34,793	259,183
52	423,883	769,018	290,693	97,571	39,299	273,285
53	530,000	917,675	313,131	105,704	45,400	362,185
54	530,000	982,475	331,872	106,216	50,205	429,697
55	617,456	1,154,944	350,197	126,881	56,515	560,906
56	867,000	953,678	366,537	112,010	59,112	335,325
57	867,000	943,139	375,366	126,350	60,560	285,403
58	877,000	938,128	392,475	122,615	67,576	303,062
59	877,000	1,121,221	406,920	126,704	73,036	413,911
60	877,000	1,352,572	409,257	125,841	75,711	507,202
61	946,500	1,297,813	428,076	117,379	85,033	546,083
62	946,500	1,433,372	437,786	132,134	97,777	401,249
63	946,500	1,436,698	444,987	115,259	113,325	431,088
平成元	946,500	1,331,668	453,320	116,137	128,786	452,913
2	969,000	1,483,477	467,678	126,036	146,627	405,502
3	969,000	1,850,376	480,675	123,382	166,642	647,153
4	1,074,000	1,167,315	486,846	133,836	161,583	265,730
5	1,036,000	1,525,089	493,672	133,224	146,932	211,985
6	1,060,000	1,322,430	494,373	122,506	144,623	207,638
7	1,060,000	1,125,367	500,947	131,241	138,803	273,818
8	1,136,000	944,848	505,893	129,118	187,786	122,051
9	886,000	920,834	497,951	133,481	141,237	148,165
10	786,000	1,195,812	494,261	116,646	119,788	465,117
11	786,000	781,955	490,701	120,305	109,444	61,505
12	786,000	761,184	482,588	110,305	105,018	63,273
13	786,000	753,138	478,540	112,595	92,154	69,849
14	786,000	721,372	465,617	109,747	90,450	55,558
15	786,000	718,732	458,246	108,379	87,374	64,733
16	786,000	720,865	449,946	103,959	86,629	80,331
17	776,000	673,800	444,853	96,573	92,725	39,649
18	770,000	703,816	439,206	92,016	99,246	73,348
19	770,000	743,622	429,665	92,574	99,493	121,890
合計	30,961,882	39,750,381	16,587,050	4,716,306	3,549,851	10,710,334

東京都共同募金会 地区配分推せん委員会設置状況

資料3

地区名	事務局	配分推せん委員会
千代田	行政	
中央	行政	
港	社協	
新宿	社協	17年
文京	行政	
台東	行政	
墨田	行政	
江東	社協	準備中
品川	行政	
目黒	行政	
大田	社協	19年
世田谷	行政	
渋谷	行政	
中野	行政	
杉並	社協	
豊島	社協	19年
北	行政	
荒川	行政	
板橋	社協	
練馬	社協	
足立	行政	
葛飾	社協	19年
江戸川	行政	
区部小計23地区	社9 行14	4
大島	社協（行政）	
利島村	社協	
新島村	社協	
神津島村	社協	
三宅島	社協	
御藏島	社協	
八丈島	社協（行政）	
青ヶ島村	社協	
小笠原村	社協	
島嶼小計9地区	社7 行2	0
区・島計32地区	社16 行16	4

平成21年3月末日現在

地区名	事務局	配分推せん委員会
八王子	社協	準備中
立川	社協	
武蔵野	行政	
三鷹	社協	
青梅	行政	
府中	社協	準備中
昭島	社協	
調布	社協	準備中
町田	社協	19年
小金井	社協	
小平	社協	
日野	社協	
東村山	社協	18年
国分寺	社協	15年
国立	社協	
福生	行政	
狛江	社協	準備中
東大和	社協	
清瀬	社協	
東久留米	社協	20年
武蔵村山	社協	
多摩	社協	
稲城	行政	
羽村	社協	
あきる野	社協	
西東京	社協	
瑞穂	社協	
日の出町	社協	
檜原村	社協	
奥多摩町	社協	
市部小計30地区	社26 行4	4
合計62地区	社42 行20	8

東京における共同募金のあり方検討会 設置要綱

平成19年6月 東京都共同募金会

(目的)

第1条 昭和22年に「国民総たすけあい」として始まった共同募金運動は、平成12年の社会福祉法改正において、地域福祉の推進を図るための募金として明確化された。また、共同募金の一環である歳末たすけあい募金についても、東京においては、地域福祉活動に要する経費を中心に配分されており、双方の関係のあり方を整理・検討する必要が生じてきている。

また、東京都共同募金会では、平成14年度から「地区配分推せん委員会」の設置促進を図るとともに、同19年度には、従来の経常的配分金を全廃し、「地域で集めた募金は地域ニーズに基づく配分へ」という転換を進め、地域での「循環型募金・配分システム」の構築と拡大を目指し、取組みを進めている。

こうした状況を踏まえ、新たな仕組みづくりに向けて、今後の募金や配分のあり方、配分推せん委員会に取組む場合の諸課題等を整理することを目的として、検討会を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次の事項を中心に検討を行なう。

- (1) 地域福祉財源としての共同募金のあり方について
- (2) 歳末たすけあい募金と赤い羽根地区募金の実態と今後の方針について
- (3) 地区配分推せん委員会の課題と設置拡大に向けた方策について
- (4) その他、本検討会の目的達成のために必要な事項

(委員構成)

第3条 検討会は、次の各号に掲げる者15名以内で構成する。なお、検討会での協議を円滑かつ効果的に進めるため、検討会のもとに、区市町村社協職員10名程度からなる小委員会を設置する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地区協力会を担う区市町村行政職員
- (3) 市民活動団体関係者
- (4) 社会福祉施設・団体関係者
- (5) 民生児童委員
- (6) 区市町村社協役職員
- (7) 東京都社会福祉協議会役職員
- (8) 東京都共同募金会役職員
- (9) その他関係機関・団体

(委員の任期)

第4条 検討会委員及び小委員会の任期は、平成19年7月1日～平成21年3月31日とする。

(正副委員長)

第5条 検討会に正副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、検討会を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(検討委員会の招集等)

第6条 検討会は、委員長が召集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、第3条に掲げる者のほか、検討事項に関する者に検討会への出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 検討会及び小委員会の事務局は、東京都共同募金会及び東京都社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉担当とする。

東京における共同募金のあり方検討会 委員名簿

(敬称略／順不同)

区分	委員名	所属	備考
学識経験者	◎市川 一宏	ルーテル学院大学 学長	
区市町村社協	○星野 亮雅	国分寺市社協 名誉会長	社協部会
	二ノ宮 富枝	豊島区社協 常務理事・事務局長	事務局長会
行政	黒川 重夫	荒川区福祉部 福祉推進課長	地区協力会
	筒井健治 (~08.6) 花本由紀 (08.7~)	東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課課長 同課 副参事	
市民活動団体 (受配団体)	石田 悅子	全国老人給食協力会 代表 東京食事サービス連絡会 代表 特定非営利活動法人 支え合う会みのり 理事	
	木原 勇	財団法人さわやか福祉財団 地域ネットワーク づくり推進事業プロジェクトリーダー	
社会福祉施設 (受配団体)	稻永 勝行	至誠保育園 園長	
	田中 藤太郎	東京都知的障害者育成会 常務理事	
協力団体	石川 誠一	東京都町会連合会 会長	町会関係
	川尻 禮郎	東京都民生児童委員連合会 会長	民生委員関係
	野村 寛	東京都社会福祉協議会 事務局長	
	大江 尚樹	東京都共同募金会 常務理事	

◎委員長 ○副委員長

《事務局》

東京都共同募金会 事務局長 加納 高仁／事業部 部長 松本 宏志／
 総務課 課長 廣瀬 和江／事業部 統括主任 砂田 厚美

東京都社会福祉協議会 地域福祉部 部長 川井 薫久／同地域福祉担当 統括主任 池田 明彦
 ／同地域福祉担当 主任 市丸 直美

東京における共同募金のあり方検討会 小委員会 委員名簿

(敬称略)

社協名	職名	氏名	地区配分推せん 委員会設置地区	地区協力会
江東区社協	事務局長	岩上 英彦		*
豊島区社協		二ノ宮 富枝	*	*
町田市社協		臼井 満里子	*	*
狛江市社協		須崎 武夫		*
港区社協	職員	武田 孝哉		*
葛飾区社協		藤井 由美子	*	*
国分寺市社協		北邑 和弘	*	*
西東京市社協		小口 浩司		*

◆東京における共同募金のあり方検討会 審議経過◆

	共同募金のあり方検討会（本委員会）	小委員会	備 考
H19 7月		【第1回】 24日 *小委員会の位置づけと目的について *共募改革の動向と東京における取組み *今後の検討課題について 他	
8月		【第2回】 30日 *配分推せん委員会の現状と課題（設置地区からの報告）～国分寺市、豊島区、葛飾区、町田市 *今後の検討の進め方について 他	
10月		【第3回】 10日 *赤い羽根と歳末の改革を考える上で勘案するべきポイントについて *想定される改革の方向性～いくつかのパターンをもとに 他	25日 局長会
11月		【第4回】 16日 *今後の共同募金のあり方を考える上でのイメージについて *社協に対するアンケート項目の検討 他	13日 部会
H20 1月			24日 局長会
2月			8日 部会
3月	【第1回】 12日 *共募改革の動向と東京における取組み *赤い羽根と歳末の課題について（小委員会報告を中心に） *あり方を整理する上での基本的視点～論点整理・アンケート項目の確認		
4月～ 5月	★都内区市町村社協に対するアンケートの実施・集約		4月24日 局長会 5月15日 部会
6月	【第2回】 17日 *アンケート結果を踏まえて（意見交換） *調査結果の受け止め方と今後の方向性について	【第5回】 4日 *アンケート結果を踏まえて（意見交換） *調査結果の受け止め方と今後の方向性について	24日 局長会
7月		【第6回】 10日 *改革の方向性について *各社協や募金協力者に対する意見集約について	
	★共同募金改革に向けた意見集約のための説明会の開催	14日	

8月	★各地域における募金協力者も含めた意見集約 (7月中旬～9月上旬)		
9月		【第7回】 12日 *改革の方向性に対する意見集約の状況 *意見集約により指摘のあった主要な課題・疑問に対する考え方 *改革の実施スケジュールについて *報告書（骨子）について	
		【第3回】 29日 *改革の方向性に対する意見集約の状況 *意見集約により指摘のあった主要な課題・疑問に対する考え方 *改革の実施スケジュールについて *報告書（素案）について	
10月		【第8回】 21日 *残された課題について	
11月		【第9回】 *報告書（素案）について	13日 部会
12月	【第4回】 *最終報告書（案）について		
H21 1月			23日 局長会
2月			6日 部会

(注) 部会・・区市町村社会福祉協議会部会 局長会・・区市町村社会福祉協議会事務局長会

区市町村社協における業務実態ならびに共同募金改革に向けた意向調査 《集計結果》

- ◆アンケート実施：平成 20 年 4 月 17 日～6 月 16 日／アンケート対象：区市町村社協
 ◆アンケート回収数：52 社協／62 社協（83.9%）

I 赤い羽根共同募金について

1 貴社協では「地区協力会」の事務局を担っていますか。

- ア いる → (1) へ 30 [57.7]
 イ いない → (2) (P2) へ 22 [42.3]

→ (1) 協力会の事務局を担っている社協にお聞きします。

①事務委託を受けた時期 昭和・平成 年～

平成－13 地区
昭和－12 地区
不明・未記入－5 地区

②地区協力会委員の選出母体と定数（カッコ内は構成比率／小数点第2位以下は四捨五入）

<選出区分と定数>	
委員の状況	社協理事・評議員 294名 (36.4) 福祉協力員等 2名 (0.2)
	学識経験者 0名 (0) ボランティア関係者 11名 (1.3)
	民生・児童委員 128名 (15.8) 行政関係者 32名 (4.0)
	町会・自治会 231名 (28.6) 社協役職員 16名 (2.0)
	老人クラブ 21名 (2.6) その他 () 73名 (9.0)
	計 808名 [99.9]
補足内容	〔自由記述〕

③赤い羽根共同募金の募金体制について、どのような団体や人にかかわっていただいているか。該当するものに○をつけて下さい。（複数回答可）

※地区数（母数 30）（カッコ内は対分母比率／小数点第2位以下は四捨五入）

協力組織等	a 社協理事・評議員会 15 [50.0] b 民生・児童委員 17 [56.7] c 町会・自治会 27 [90.0] d 老人クラブ 6 [20.0] e 福祉協力員等 3 [10.0] f ボランティア関係者 8 [26.7] g その他 12 [40.0] ※町会・自治会 1315/1802 [73.0]
役割	ア 戸別募金への協力 12 [40.0] イ 街頭募金への協力 12 [40.0] ウ その他 6 [20.0]
自由記述	※状況等をご記入ください <div style="text-align: center;">省略</div>

④貴地区における募金方法として該当するものに○をつけて下さい。(複数回答可)

ア 町会等が募金袋を回覧または配布	24 [80.0]
イ 町会費等から一括募金	28 [93.3]
ウ 募金協力者が各戸訪問	14 [46.7]
エ 住民個々人が銀行振込や郵便振込	7 [23.3]
オ 住民個々人が社協窓口に持参	19 [63.3]
カ 街頭募金	13 [43.3]
キ その他	9 [30.0]

※地区数 (母数 30)
(カッコ内は対分母
比率／小数点第2位
以下は四捨五入)

⑤貴社協における事務局体制(地区協力会)として、担当者の勤務形態に○をつけて、
それぞれの人数をご記入下さい。

ア 常勤職員(正規・嘱託など)	計 40名 [平均 1.33人]
イ 常勤以外の職員(非常勤・パートなど)	計 8名 [平均 0.27人]

※地区数(母
数 30)

⑥配分先など、住民の方への配分状況の周知で工夫されている事項に○をつけて下さい。

(複数回答可) ※当該年度の募金額の周知のことではありません。	
ア 報告チラシを作成している	9 [30.0]
イ 社協だより等に報告を掲載している	24 [80.0]
ウ 社協ホームページに報告を掲載している	13 [43.3]
エ 住民の集まり等で報告している	3 [10.0]
オ 配分先に広報の協力を依頼している	3 [10.0]
カ 特にない	3 [10.0]
キ その他	4 [13.3]

※地区数 (母数 30)
(カッコ内は対分母
比率／小数点第2位
以下は四捨五入)

⑦赤い羽根共同募金や地区協力会業務について、課題となっている事項に○をつけて
下さい。(複数回答可)

ア 募金額の減少	26 [86.6]
イ 地域の配分先が増えない	1 [3.3]
ウ 募金の意義や役割、成果を伝えにくい	18 [60.0]
エ 歳末たすけあい募金との違いが理解されない	23 [76.6]
オ 歳末募金と時期が近く、事務局体制が厳しい	20 [66.6]
カ 募金の扱い手の負担感の軽減	18 [60.0]
キ 新しい募金の扱い手の確保	15 [50.0]
ク 事務経費が不足している	0
ケ 特にない	0
コ その他	4 [13.3]

※地区数 (母数 30)
(カッコ内は対分母
比率／小数点第2位
以下は四捨五入)

→ (2)協力会の事務を担っていない社協にお聞きします。

①地区協力会業務の社協への移管に関する打診や動きがありますか。また、それに対
する社協の方針等があればご記入下さい。

ア 移管されることが決定している	0
イ 移管される方向で検討を進めている	0
ウ 移管の打診を受けている	2 [9.1]
エ 特に移管の動きはない	18 [81.8]
オ その他	2 [9.1]

※地区数 (母数 22)
カッコ内は構成比率

【社協としての考え方や方針など】(※イ、ウを選択された方は必ずご記入ください)

省略

(3)すべての社協にお聞きします。

※地区数(母数52)(カッコ内は構成比率／小数点第2位以下は四捨五入)

①東京においては、「地区配分推せん委員会」(参考資料1のP2参照)を今後、全地区で設置することを考えています。これに関して、現在の貴社協の状況として該当するものに○をつけて下さい。

ア 既に設置している 6 [11.5] → ※1へ

イ 今後設置する予定 9 [17.3]

ウ 現時点では設置は難しいと考えている 2 [3.8]
(理由:

エ 現時点では、特に検討していない 32 [61.5]

オ その他 3 [5.7]

) 次頁※2へ

計52 [99.8]

【※1 「ア 既に設置している」と回答した地区】

(位置づけ) 貴地区における配分推せん委員会の位置づけとして、該当するものにチェックして下さい。※地区数(母数:6)〔カッコ内は構成比率〕

社協の内部組織 1 [16.6] 社協の外部組織 0

地区協力会の内部組織 3 [50.0] 地区協力会の外部組織 2 [33.3]

その他(具体的に:) 0 計6 [99.9]

(課題) 設置・運営する中で課題として感じている事項に○をつけて下さい(※複数回答)。※地区数(母数:6)(カッコ内は対分母比率／小数点第2位以下は四捨五入)

ア 地区配分推せん委員会の役割が明確でない 1 [16.6]

イ 今後、配分申請を地区で受け付けることになると体制が取れない 1 [16.6]

ウ 地域ニーズに沿った推薦基準が作りづらい 3 [50.0]

エ 申請案件の優先順位を判断することが難しい 5 [83.3]

オ 公正中立な配分推せんやそのための組織づくり 2 [33.3]

カ 配分可能額と申請額のバランスが合わない 3 [50.0]

キ 現時点では配分申請の受付を行わないため、計画的な配分が困難 1 [16.6]

ク 地域ニーズを汲み取った配分推せんを行うための委員への働きかけ 1 [16.6]

ケ 事務経費が足りない 0

コ 事務量の負担が大きい 3 [50.0]

サ 特にない 0

シ その他 2 [33.3]

【具体的に】

省略

【※2 現在「未設置」～①でア以外を選択した地区】

※地区数（母数：46）（カッコ内は対分母比率／小数点第2位以下は四捨五入）

（課題）設置に向けて貴社協で課題となる事項に○をつけて下さい（※複数回答）。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ア 業務内容が不明確 | 25 [54.3] |
| イ 申請案件の優先順位を判断することが難しい | 20 [43.5] |
| ウ 地区協力会との役割分担や関係の整理が難しい | 28 [60.9] |
| エ 配分推せん委員会の委員のなり手がない | 9 [13.0] |
| オ 事務経費が足りない | 7 [15.2] |
| カ 事務量が増加する | 27 [58.7] |
| キ 特にない | 3 [6.5] |
| ク その他 | 5 [10.9] |

【具体的に】

省略

②赤い羽根募金の地域福祉活動費（地区募金の25%以内）は、区市町村社協等が実施する地域福祉活動費事業費に対して配分されることとなっていますが、貴社協では配分を受けていますか。（結果として複数回答に）

※地区数（母数：52）（カッコ内は対分母比率／小数点第2位以下は四捨五入）

ア 社協で配分を受けている 49 [94.2] → ③に

イ 社協以外の組織が配分を受けている 4 [7.7]

*受配団体名 _____

*上記団体から社協への二次配分の有無 □有 → ③に · □無

ウ その他 1 [1.9] (具体的に：)

③赤い羽根募金の地域福祉活動費（地区募金の25%以内）の配分により、貴社協が19年度に実施した事業の内容等を下記にご記入下さい。

注記)「団体への助成」…当該事業が社協から他団体への助成事業か。助成事業の場合は公募か該当するものに○

事業名	事業内容	配分金額	団体への助成
		円	有(公募・非公募) 無
	※地区数（母数：49） 合計金額 68,338,154 円 [100.0%] ・団体への助成あり 15,509,220 円 [22.7%] ・団体への助成なし 52,828,934 円 [77.3%]	円	有(公募・非公募) 無
		円	有(公募・非公募) 無
	配分金額の合計	円	有(公募・非公募) 無

II 島末たすけあい募金について

1 貴社協では「島末たすけあい募金」を実施していますか。

- ア 実施している→(1)へ 51 [98.1]
 イ 実施していない→III (P8)へ 1 [1.9]

→ (1) 運営組織について

島末たすけあい募金の募金計画や配分計画などを審議する運営組織を設置していますか。(結果として複数回答に)

※地区数(母数: 51)(カッコ内は対分母比率/小数点第2位以下は四捨五入)

- ア 島末独自の組織を設置している 17 [33.3%]

名 称		
役 割	※該当するものを○で囲んで下さい(複数回答可) ※母数17	
a 島末全体の募金計画の立案	14 [82.4]	
b 島末のPRや募金方法などの検討	9 [52.9]	
c 島末の配分を活用した助成事業の審査・助成方針の決定	6 [3.5]	
d 街頭募金への協力	2 [11.8]	
e その他 (具体的に:)	2 [11.8]	
委 員 の 状 況	<選出区分と定数>(カッコ内は構成比率/小数点第2位以下は四捨五入)	
社協理事・評議員	50名 [13.4]	福祉協力員等 0名
学識経験者	2名 [0.5]	ボランティア関係者 8名 [2.1]
民生・児童委員	84名 [22.5]	行政関係者 26名 [6.9]
町会・自治会	142名 [38.1]	社協役職員 13名 [3.5]
老人クラブ	0名	その他 48名 [12.9]
	計 373名 [99.9]	

- イ 独自には設置していないが、既存の組織(※)で対応している

(※)該当する組織を○で囲んで下さい。

- a 地区協力会 6 [11.8]
 b 社協の理事会・評議員会 18 [35.3]
 c その他 2 [3.9] (具体的に:)
 ウ 特に審議する組織はない 10 [19.6]
 エ その他 0 (具体的に:)

(2) 歳末たすけあい募金の実施体制

歳末たすけあい募金の募金体制として、どのような団体や人に関わっていただいているか。該当するものに○をつけて下さい。(複数回答可)

※地区数(母数: 51)

協力組織等	(カッコ内は構成比率／小数点第2位以下は四捨五入)	
	a 地区協力会	10 [19.6]
	c 民生・児童委員	33 [64.7]
	e 老人クラブ	12 [23.5]
	g ボランティア関係者	8 [15.7]
	h その他	16 [31.4] (具体的に:)
	⇒赤い羽根募金の協力者とおおよそ約 割が重なっている。	
	(カッコ内は対分母比率／小数点第2位以下は四捨五入)	
役割	ア 戸別募金への協力	47 [92.2]
	イ 街頭募金への協力	12 [23.5]
	ウ その他	7 [13.7]
自由記述	※状況等をご記入ください 省略	

(3) 貴社協における歳末たすけあい運動の推進方法等を検討する委員会等を設置していますか。※地区数(母数: 51) (カッコ内は構成比率／小数点第2位以下は四捨五入)

- | | | |
|-----------------------|------------------|-----------------------|
| ア 現在、設置している | 5 [9.8] | } 下記に設置目的等
をご記入下さい |
| イ 平成18または19年度に設置し検討した | 2 [3.9] | |
| ウ 設置を検討している | 0 | |
| エ 特に設置していない | 42 [82.4] | |
| オ その他 | 2 [3.9] (具体的に:) | |
| ※計51 [100] | | |

【設置目的・検討内容・スケジュール等】

省略

⇒最近の検討委員会等のまとめ、報告書などがあれば、回答とともにお送りください。

(4) 歳末たすけあい募金の事務局体制として該当する箇所に、人数を書き入れて下さい。

※地区数(母数: 51)

	赤い羽根と兼務(母数: 30)	歳末のみ(母数: 21)
常勤職員	33名 [平均 1.1名]	47名 [平均 2.23名]
常勤以外の職員	10名 [平均 0.33名]	20名 [平均 0.95名]

(5) 島末たすけあい募金の地域福祉活動費を活用した助成事業（二次配分）の合計金額と団体種別ごとの配分金額をご記入下さい。（18年度募金〔19年度使用分〕）

※現在19年度使用分の精算時期であり、現時点で確定できていない場合には、見込でご回答下さい。

回答のあった地区的地域福祉活動費配分総額（島末実績報告書より）

389,390,141円（100.0%）

①助成事業（二次配分）の合計金額	185,349,688円（47.6%）★
②団体種別ごとの配分状況	以下、★を母数にした配分割合（%）
地区社協〔1.3〕	
町会・自治会〔16.3〕	
小地域福祉活動団体（○○福祉協力員会等）〔8.5〕	
老人クラブ〔4.3〕	
ボランティア団体・NPO〔11.5〕	
ボランティア・NPOなどのネットワーク組織〔0.3〕	
高齢者関係の社会福祉施設〔3.8〕	
障害児・者関係の社会福祉施設〔9.9〕	
保育園・子ども関係の社会福祉施設〔10.8〕	
ひとり親家庭・女性関係の社会福祉施設〔0.2〕	
保護関係の社会福祉施設〔0.2〕	
法外の共同作業所等〔4.3〕	
当事者・家族の会〔11.4〕	
学校〔0.0〕	
その他〔17.2〕	参考：平成18年度島末 見舞金割合 22.7% 地域福祉活動費割合 77.3%

(6) 島末たすけあい募金やその事務を進めるにあたって、課題となっている事項について、該当するものに○を付けてください。（複数回答可）

※地区数（母数：51）（カッコ内は対分母比率／小数点第2位以下は四捨五入）

ア 募金額が減少している	37〔72.5〕
イ 見舞金の見直しが進めににくい	16〔31.4〕
ウ 個人情報保護の関係で見舞金が配布しづらい	11〔21.6〕
エ 赤い羽根募金との違いが理解されない	32〔62.7〕
オ 「島末」という名称と実際の使途にギャップがある	31〔60.8〕
カ 使途への理解が得られにくい	12〔23.5〕
キ 赤い羽根募金と時期が近く、事務局体制が厳しい	19〔37.3〕
ク 募金扱い手の負担感の軽減	27〔52.9〕
ケ 募金の新しい扱い手の確保	26〔51.0〕
コ 事務経費が足りない	2〔3.9〕
サ 「はねっと」への入力等、事務が煩雑	30〔58.8〕
シ 特にない	2〔3.9〕
ス その他（ ）	3〔5.9〕

III 共同募金改革を進めるにあたっての今後の方向性など

現在、「東京における共同募金のあり方検討会」を設置し、赤い羽根募金と歳末たすけあい募金のあり方等について検討を進めています。検討会では、これら2つの募金は、地域福祉を進めるための貴重な財源として、今後も募金額を減らすことなく、さらに増やしていくことが必要と考えています。そのため年間の募金回数は今後も基本的に2回を維持することを考えています。但し、両募金の趣旨が「地域福祉の推進」と重なってきており、短期間で2回の募金を行うことへの理解が得られにくい状況を踏まえ、両募金の「コンセプト」や「使途の違い」を明確にするなどの対応が必要であると考えています。今後の対応を検討するにあたって、以下の設問にご回答下さい。

(※設問(1)(2)については、添付資料5を参照してください)

- (1) これまで基本的に「100%社協配分」(見舞金や助成事業等含む)であった歳末たすけあい募金のしくみを変え、2回の募金それぞれに全都的配分と地区配分の割合を設定し、例えば、A募金は社会福祉施設・団体等助成を中心に配分し、B募金は地域活動助成を中心に配分するといった、使途の区別化を図ってはどうかと考えています。2回の募金それぞれに違うコンセプトを設定することや設定する場合のコンセプト案、共同募金の配分のしくみを一本化すること等について、意見をご記入下さい。

<イメージ> ○月に「福祉施設・団体助成のための共同募金」(コンセプトA)、△月に「地域活動助成のための共同募金」(コンセプトB)を実施します、等。

省略

*資料7-2 調査結果の受け止めと今後の方向性1・2を参照のこと

- (2) 上記(1)の取り組みを行った上で、さらに地域の課題に沿って重点的に配分していくテーマや対象などを設けるといった工夫を図ることもできますが、重点テーマを設けることや、その場合のテーマ設定の方法等について、意見をご記入下さい。

<イメージ> 今年度の共同募金は、「精神障害者の自立支援」を重点テーマとして配分します、等。

省略

*資料7-2 調査結果の受け止めと今後の方向性3を参照のこと

(3) 「歳末たすけあい募金」という名称には、明るいお正月を迎えてもらうための地域の生活困窮者への支援というイメージがあります。また、募金の実施時期も限定されてきます。今回の見直しにあたって「歳末たすけあい募金」という名称を今後も使うかどうか、募金の実施時期も含めて、ご意見をご記入下さい。

【名称について】

省略

*資料7-2 調査結果の受け止めと今後の方向性4を参照のこと

【実施時期について】

省略

*資料7-2 調査結果の受け止めと今後の方向性5を参照のこと

(4) 共同募金のあり方について、または、今後の議論の進め方について、上記以外にご意見があればお願ひいたします。

省略

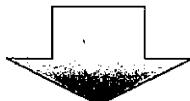
*資料7-2 調査結果の受け止めと今後の方向性6・7を参照のこと

• ご協力ありがとうございました。

区市町村社協における業務実態ならびに共同募金改革に向けた 意向調査の結果について～ その受けとめ方と今後の方向性～

1 コンセプトや使途の明確化について

- ◇ 赤い羽根募金の課題を聞いた設問では「赤い羽根と歳末の違いが市民に理解されていない」との回答が 77% にのぼり、両募金のコンセプトや使途の違いを明確にするという方向性については賛同する意見が多くかった。
- ◇ ただし、コンセプトの明確化を行うにあたっては、「これまでに浸透しているイメージやネームバリューは貴重なので、新たなコンセプトはサブタイトルとするなどの工夫が必要」という意見や、「コンセプトは誰もが、わかりやすいものにする必要がある」との意見が複数あった。
- ◆ 「赤い羽根⇒福祉施設への助成、歳末⇒地域福祉活動への助成というコンセプトは現状でもすでに明確になっているのではないか」という意見があった。
- ◆ 「両募金とも『恵まれない人や福祉施設への募金』というイメージが地域で浸透しており、地域活動のためというコンセプトには理解が得られにくい」といった意見もあり、地域による状況の違いが改めて浮き彫りになった。

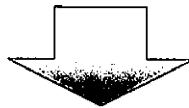


[考えられる今後の方向性]

- ⇒ これまでの歴史の中で形成してきた基本コンセプトである《赤い羽根：福祉施設・団体助成、歳末：地域のささえあい・福祉活動助成》をさらにわかりやすく、明確化して市民や関係者に提示することが必要と考えられる。
- ⇒ その際、両募金とも「地域で集めて、地域のために使う」という今後の基本的な方向性（前提）を再確認することが重要である。
- ⇒ コンセプトの「打ち出し方」（アレンジを含む）については、地域の実情に応じて柔軟に行うことを行ふことを可能とするべきと考えられる。

2 募金・配分のしくみの一本化について

- ◆ 「配分（使途）を明確にしていくためにはしくみの一本化も必要」という意見や、「地域の実情に応じて使途を柔軟にしていくためにはしくみを一本化することが有効」とする意見が一定数あった。
- ◆ 「しくみを一本化することにより、これまでの協力組織との関係が損なわれないようにするべきだ」という意見や、「一本化により歳末で集めた分についても（赤い羽根と同様に）その一部を全都配分に充てることは歳末の趣旨に反することになる」との指摘があった。
- ◆ 「2つの募金を別々にする一方で、配分だけを一本化するというのは『ゴミの分別収集を呼びかけながら、集まったゴミは有効活用しないでまとめて埋めてしまう』ようなものだ」との問題提起があった。

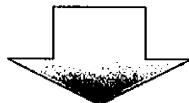


〔考えられる今後の方向性〕

- ⇒ 両募金とも「地域で集めて、地域のために使う」という今後の方向性の中では、両募金のコンセプトやそれに基づく使途を区別化・明確化することが必須であること、そして、それを具体化していくためには（両募金を通じた）「地域で決めるしくみ」が不可欠になることを確認する必要がある。
- ⇒ この「地域で決めるしくみ」を機能させる上で、両募金のコンセプトに違わない使途（配分）のあり方や、簡素で効率的なしくみのあり方、地区協力会等の関係者との調整、地域の実情に応じた柔軟な対応の確保等の課題をクリアする必要がある。

3 重点テーマの設定について

- ◇ 「地域ごとに課題に応じて重点的な配分を行うことは有意義」という意見や、「地域福祉活動計画とリンクさせて重点配分を行うことが有効」という意見、「配分推せん委員会において地域ニーズの分析を行い、それに沿ったテーマ設定をすることが望ましい」等の肯定的な意見がいくつかあった。
- ◆ 「テーマを設けることで募金の活用（配分）に制約が生じることになる」という意見や、「特定の重点テーマを設定することによって、募金額がかえって減少してしまう恐れがある」、「従来の配分先への助成が継続できなくなり支障をきたす」といった問題点の指摘が相当数あった。
- ◆ 価値感が多様化する中で特定の重点テーマを設定することの難しさを指摘する意見や、地区ごとに毎年テーマを設定することの負担の大きさを危惧する声等、慎重論が多数を占めた。
- ◆ 「重点テーマを設定する取組みは、新たな共同募金の体制が定着してからの課題としてはどうか」との指摘があった。



〔考えられる今後の方向性〕

- ⇒ 重点テーマを設定することについては、当面、全都的な取組みとしては見送ることとし、新たなしくみの共通理解と体制整備を優先することが適当と考えられる。
- ⇒ ただし、地区配分推せん委員会での審議等を通じて、自主的にその地区独自のテーマ設定を行い、それに基づいた配分を実施することは可能とするような新しくみとすることが望ましい。

4 歳末の名称について

- ◆ 「歳末という名称はすでに定着している」、「歳末に行う募金という趣旨で捉えればこの名称でも問題はない」、「歳末というネームブランドは貴重だ」といった意見が多く、名称変更に対しては慎重論が多数を占めた。
- ◇ 一方、歳末の課題を聞いた設問では「歳末という名称と実際の用途にギャップがある」という回答が 61% に達し、「今後、目的を地域福祉にシフトしていくならますます実態に合わなくなる」という意見や、「実態と異なる名称で募金をお願いすることは心苦しい」という意見も一定数あった。
- ◇ 歳末という名称は活かしつつ、たとえば「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」など、名称をアレンジして実態を表すようにするべき（あるいはすでにそうしている）という意見も複数あった。



[考えられる今後の方向性]

- ⇒ 現在でも「歳末」の名称は地区により柔軟に変更してよいことになっているが、この点をさらに徹底し、地区ごとのコンセプトや配分計画等に応じた名称とすることにしてはどうか。
- ⇒ 全都的な名称についても、「歳末」は残しつつ何らかのアレンジを加えることを検討してはどうか。

5 実施時期について

- ◆ 「両募金の実施時期をできるだけ離すべき」とする意見もあったが、「他の募金や会費収納等の関係で動かしようがないのでは」との意見や、「現状のままでよい」とする意見が多かった。
- ◇ 7月と12月とする、赤い羽根は10月に限定する、12月～1月とする、等的具体的な提案があった。



[考えられる今後の方向性]

- ⇒ 国の制度改革の動向にもよるが、一定の幅を設けた上で、具体的な期間設定については各地区の自主性に委ねることができないか検討する余地があるのではないか。

6 配分推せん委員会について

- ◆ 今後、配分推せん委員会を設置するまでの課題を聞いた設問では、「地区協力会との役割分担や関係の整理が難しい」(61%)、「事務量が増大する」(59%)、「業務内容が不明確」(54%)が上位を占めた。
- ◆ 自由記述欄への回答では、「課題となっている事項が未解決のまま、配分推せん委員会の機能の充実だけを全般的に求めることには賛成できない」という意見や、「共同募金の配分事務を社協に位置づけることは、地域内の施設・団体等との連携に支障をきたすことが危惧される」といった慎重論があった。
- ◇ 配分推せん委員会をすでに設置している地区にその課題を聞いた設問では、「申請案件の優先順位を判断することが難しい」が83%（5社協）であったのに対して、「配分推せん委員会の役割が明確でない」や「配分申請を地区で受け付けることになると体制が取れない」はそれぞれ17%（1社協）に過ぎなかった。
- ◇ 「事務局主導の募金活動が募金実績の低下をもたらしているので、地域住民や関係者との協働体制による委員会組織の設置をぜひ進めてほしい」とする意見があった。



〔考えられる今後の方向性〕

- ⇒ 赤い羽根も歳末も今後は「地域で集め、地域のために使う」方向であることには異論がない。そして、そのためには「地域で決める」しくみが必要不可欠であり、その役割を中心となって担うのは社協をおいて外に考えられないのではないか。
- ⇒ 配分推せん委員会の設置は、地域で集められた募金をどう使うのが地域のために有効かを、市民や関係者が自ら主体的に決めていくことを意味する。これは、住民主体の地域福祉活動を進める社協にとってきわめて重大な課題といえる。もちろん、地区協力会や行政をはじめ関係機関との調整も必要であり、一朝一夕に進められるものではないことは当然である。一定の経過期間を設けることや、必要な事務費の確保、事務の合理化、設置に向けたインセンティブの導入などを総合的に検討する必要がある。

7 その他の意見

- ・コンセプトの浸透を図るためにも、全般的なPRに力を入れるべき。
- ・戸別募金をはじめとする募金方法のあり方も検討するべき。
- ・配分推せん委員会を中心としたしくみにするにあたっては、具体的なモデルや事例を提示してほしい。
- ・改革を進めるにあたっては、地区協力会などの関係者の意見も聞いてほしい。 等

改革に向けた意見集約の状況及びその結果について

1 意見集約の趣旨

「東京における共同募金のあり方検討会」では、歳末が大きな発展を遂げていることやその使途が見舞金から地域福祉活動に移行している状況、地区配分推せん委員会をモデル設置してきたといった東京独自の状況を踏まえ、東京における赤い羽根の地区募金と歳末の関係のあり方などについて協議を進めてきた。

20年7月の時点でこれまでの検討状況等を踏まえ、今後の改革の基本的な考え方や方向性について、中間的に「改革の方向性（案）」として大きく5点に整理し、地区協力会や区市町村社協等に提示し、その時点でのご意見や疑義などお寄せいただくこととした。お示しした「改革の方向性（案）」については、以下、「5. 寄せられた主なご意見」で記載している通り。

2 意見集約の対象

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 地区協力会の事務局を担う区市町村行政 | 20地区 |
| (2) 区市町村社会福祉協議会 | 62社協 |
| (3) 募金協力者 | |

※ 意見集約期間中に募金協力者の方が集まる場等がある場合、(1)(2)を通じて説明、意見集約。

3 意見集約の期間 平成20年7月22日～平成20年9月4日

※ 7月14日（月）に、これまでの検討状況や改革の方向性（案）について説明会を開催し、その上で意見集約を行った。

4 意見をいただきたいポイントとして参考にお示しした事項

- (1) 両募金のコンセプトを「赤い羽根→社会福祉施設・団体への支援」、「歳末→地域における福祉活動への支援」と整理・明確化することについて
- (2) 「赤い羽根」における「地域福祉活動費（地区募金の25%）」及び「小地域福祉活動費（8%）」を廃止し、「地域配分」の配分原資にまわし、地域に根ざした小規模施設・当事者団体等への配分に特化すること。また、「歳末」における「地域福祉活動費」の中で地域配分の対象となる小規模施設等への助成（二次配分）を廃止することについて
- (3) 地区配分推せん委員会を設置し、「赤い羽根」と「歳末」の使途の区分けを明確にすることや、地区ニーズに沿った配分推薦を行うことについて
- (4) 改革の実施に向けたスケジュール（21年度：周知・準備期間、22年度：配分推せん委員会の設置、23年度：新制度に基づく配分の実施）について
- (5) 全都的に「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」に名称変更し、運動を展開することについて
- (6) 「赤い羽根」「歳末」それぞれの募金のキャッチフレーズ案等について
- (7) 「赤い羽根」「歳末」の双方から事務費を按分することについて
- (8) 戸別募金をはじめとする募金の集め方について（募金方法で改善を求められている事項や、今

後の対応策として考えられること等)

(9) その他、配分基準、募金実施時期など

5. 意見集約の状況と寄せられた主なご意見

【回収率】

(1) 地区協力会の事務局を担う区市町村行政	20地区中14地区 (70%)
(2) 区市町村社会福祉協議会	62社協中44社協 (71%)

改革の方向性Ⅰ

「赤い羽根」と「歳末」、両募金のコンセプトとそれに基づく使途の違いを分かりやすく明確に示すことにより、募金活動に対する市民の理解と参加を促進する。

《出された主な意見》

－赤い羽根・歳末2回実施について－

△2つの募金を1制度にし、募金目標額を打ち出した方（配分を2本化）がよい

△「募金を推進する側の事情等により軽々に削減するべきではない…」との記載は、多くの住民の目線とかけ離れた論理ではないか。

△両方の募金に協力してもらうことを期待するのは難しい。

改革の方向性Ⅱ

両募金のコンセプトの違いに沿った「使途の区別化・明確化」を徹底するため、既存の配分基準を見直し、再編整理する。その際、両募金間の配分調整については、市民・募金者の理解を得られる範囲で柔軟に設定する。

《出された主な意見》

－両募金のコンセプトについて－

△赤い羽根共同募金の配分対象と歳末募金の配分対象がそれぞれ「福祉施設・団体への助成」と「協が実施する地域福祉活動の推進経費を含め、多様な担い手による福祉活動への助成」と表現されている（「改革の方向性（案）Ⅱの（5）」）。表現が的確かどうか心配だが、前者は助成金の使用主体の区分、後者は助成金の使用目的の区分を表していると考える。いずれの視点に立つかによって受け止め方が変わってくると考えられる。たとえば歳末募金の配分対象と位置付けられている「多様な担い手による福祉活動への助成」の「多様な担い手」に福祉施設や団体を想定した場合である。

△赤い羽根が目指す「地域福祉の推進」は、そのハード面の支援に特化し（施設や市民活動団体等の「備品整備」（規模：中～大）を基本）、歳末が目指す「地域福祉の推進」は、そのソフト面の支援に特化（施設や市民活動団体等の備品以外の活動費支援を基本）としてはどうか。

△福祉施設・団体への配分は、施設修繕・改修、備品等の整備という利用する市民が受ける利益への

配分から、福祉施設・団体が実施する地域住民との交流イベントなどに充てるといった、多くの市民に還元される事業費の配分に重点をおくのが適切ではないか。

△「社会福祉施設・団体」の団体はどこまで定義づけされるものなのか。

一地区協力会、地区配分推せん委員会を担うには人件費が必要

△地区配分推せん委員会の事務局は社協が担うことになり、従来業務にプラスαとなることは必至であり、人件費の確保をお願いしたい。

一事務費の按分について

△会計基準上、両募金の事務費を按分することが可能なのか。赤い羽根は独立した会計を持ち、歳末は社協内で処理されている現状を踏まえると必ずしも適切な考え方とは言い難い。

△双方から事務費を按分するということは、会計は一つでよいのか。

△歳末募金は、配分に関する審査会等（実費弁償等）に使用できず、自主財源を充当している。事務費按分を契機に、審査会の事務費も含めて、使途範囲と認める対応が必要である。

△地区協力会事務費について、現在、当該地区前年度募金額の 2.5% + 当該地区本年度募金目標額の 2.5% が交付率になっているが、「前年度募金実績の〇%を上限に必要額を申請する」など分かり易くしてはどうか。

一両募金間の調整について一模索

△両募金の配分で不足が生じる場合の両募金間の調整は行わない方が良い。むしろこういう施設や活動団体で財源が必要であると住民や募金者に見える形で訴えていく募金という原則は守るべき。

△当地区の歳末たすけあい運動に関しては、従来より施設などへの助成は行っておらず、全て地域福祉活動への助成金として配分を行っている。このため、募金額不足の際の両募金間相互調整を厳格に行なった場合、歳末たすけあい運動のみの募金額では、十分な助成が行えない可能性が高い。募金者への配慮もさることながら、ある程度の相互調整は行えるよう配慮をお願いしたい。

△当会では「赤い羽根」を地域福祉事業に充当しており「歳末」で小規模施設等への助成（二次配分）をしていない為、実質充当財源が減少し「歳末募金」に重きを置くことになるのではないか。

△コンセプトが違う募金の使途を調整することはできない。地域で集めた募金をその地域で有効に使うためには、ニーズと合致した計画（目標額）と行動（必要額が集まれば終了するなどの調整）が必要ではないか。

一配分について

△募金全体の配分については、募金総額の 50% 程度は控除し、実質的な募金の取りまとめ者である市町村社協に 40%、地域自治会に 10% を配分し、残りの 50% を、申請方式にして配分推薦委員会で審査する方式が適切ではないか。

【誤解】

- ・ 地域福祉活動費、小地域福祉活動費を廃止すること

→従来の地域福祉活動費、小地域福祉活動費は、今後「地域配分」に新たに位置づけため、無くなるわけではない。

- ・小規模施設に対する助成の廃止について、これまでの経過からして困る内容である。
→無くなるわけではない。

改革の方向性III

「地域で集めて、地域のために使う」という基本的な方向性を確かなものにするため、「地域で決める」しくみをできるだけ早期に確立する。それにより、地域の実情に応じたきめ細かな配分を実現するだけでなく、両募金のコンセプトや使途の区別化を徹底するよう、統一的な基準やルールづくりを進める。

《出された主な意見》

ー社協が配分推せん委員会の事務局を担うことについてー

△当区の地区協力会である荏原厚生事業協会は、赤い羽根や歳末たすけあい募金だけでなく、日本赤十字社の会費・寄付金募集についても一元化した窓口として、町会とのパイプ役を担っている。今回の地区配分推せん委員会の設置案は、地域におけるこうした募金と一体化した配分の歴史を軽視することとなる恐れがある。また、この団体の成立過程を考えると、日本赤十字社と赤い羽根・歳末たすけあいの取扱いを分けることは不可能である。

△配分先の顔が見えてこそ募金活動がさらに充実していくと考え、地区協力会の権限強化を図り配分推薦の部分を担うべきであると考える。その上で地区協力会におけるリスクマネジメントは社協が行い、都共募が定期的に監査を実施するなどの仕組みを取り入れることで透明性ある運営は確保されるのでは。

△配分推薦委員会を「社協や地区協力会でなく外部組織が望ましい」としながらも、事務局を社協が担うという構造は矛盾しているのではないか。「内部」と「外部」のどちら方が明示されていない。

改革の方向性IV

配分推せん委員会を中心とした新しい募金推進のしくみの下、両募金の名称（キャッチフレーズ等）や重点テーマの設定、実施期間、具体的な配分基準等については、原則として、地域の実情に応じて市民や関係者が自ら決定できるものとする。

《出された主な意見》

ー両募金の名称についてー

△「歳末たすけあい」という名称は歴史的に浸透しているので変更すると混乱する恐れあり。「地域福祉活動」の部分はキャッチフレーズで補えば良い。

△歳末という名称とその使途（地域福祉活動費）の乖離。歳末というブランドより使途に合わせた名称の方が募金活動を行う上で説明しやすく、また市民に納得してもらいやすいのではないか。また、「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」とする募金名称案は長く、市民に逆に覚えてもらいたにくい。

△名称変更案の「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」の「たすけあい」の部分の意味合いは薄れ

- ているのでは（当社協も平成18年度に見舞金制度を廃止している）
- △平成23年度を目途に「歳末たすけあい」の名称は、全都的に廃止する。全都的に見舞金は廃止し「地域福祉活動に還元する募金」に切り替える。
- △福祉施設や団体を応援！～「赤い羽根募金」、地域のささえあい活動を応援！～「歳末たすけあい・地域福祉募金」としてはどうか。
- △当会では、社協会員募集の際、「地域福祉活動」に活用することを強調して、会員協力をお願いしている。社協会費と募金をはっきり区別するためにも、歳末の名称も全都統一とはせず、柔軟な対応をお願いします。

改革の方向性V

地区配分推せん委員会を中心とした新たなしくみの下で、地域の実情と時代にマッチした募金方法の開拓に取り組む。

《出された主な意見》

一 募金のあり方、戸別募金の議論が必要一

△配分のあり方中心に検討されていて、もっと募金段階のあり方について議論すべきではないでしょうか。町会・自治会など関係者の意見聴取を含め、もう一度募金段階での課題を整理すべきではないでしょうか。

△戸別訪問による募金の重要性が指摘され、改善については、あまり言及されていないように思われる。

△募金方法の開拓についても、ある程度具体的に検討する必要があるのではないか。

△町会ではさまざまな集金に常に追われている。そのような中、集金を「コミュニケーションツール」などというのは、まったくもって机上の空論である。

△「戸別募金を通じて一人ひとりの住民と直接顔をあわせ…」との記載があるが、これは、多くの住民の目線とかけ離れた論理ではないか。

△赤い羽から地区募金を外し、歳末たすけあい募金に統合してほしい。

△両募金の期間設定が短く集金にかなり苦労されている。現時点で募金の時期を軽々しく論じることはできないが、たとえば両募金を同時期に実施し、領収書等を工夫するなどの対応を図ることを含め今後十分かつ、慎重に考えていく必要がある。

今後の課題

一 改革にともなう周知やPRについて一

- ・コンセプトを明確にした後の周知・PR。
- ・ポスターがB3のみで、町会の掲示板には向き。
- ・施設に対する十分な周知を行う必要がある。
- ・「あり方」について、特別区の部長会、課長会に十分説明し、協議をすすめていただきたい。
- ・町会等へ対して戸別募金方法のガイダンスを提示する必要性を考えている。都共募としても「注意事項」を作成するなど呼びかけてほしい。

－スケジュールについて－

- ・平成20年度内に28の地区社協が立ち上がり活動を開始したばかり。今後この地区社協活動の推移を見極めていく中で、このスケジュールはかなり難しいものであると考える。
- ・23年度からの本格実施は努力目標とし、経過措置や移行期間に弾力を持たせていただきたいと考える。

－配分推せん委員会や推薦基準について－

- ・メンバーについては地域特性を考慮しての構成は必要であるが、当事者グループ・団体・関係者は第三者になりにくく「地区配分推せん委員会」のモデルを示して欲しい。設置準則を示してほしい。客観性の担保。公平性、透明性の確保。配分対象のガイドライン。
- ・配分推せん委員会が市内の施設・団体への配分内容（運営費等の配分）を決定する際には、参考となる基準がない。
- ・施設・団体への二次配分とはいえた地域福祉活動に使用するものと、運営費に使用するものとでは扱いが異なってくると解釈する。そのあたりを区別する基準を明確に示して欲しい。
- ・配分の審査基準等を明確にする必要があると考える。地区に合わせた柔軟性も大切だが、A地区では見舞金の申請が認められB地区では認められないというケースについて地域に合わせて対応するというにはあまりにも無責任である。柔軟性と同時に硬直性（あるいは一律的な基準）を併せ持つ必要もある。

－その他－

- ・社協会費との差別化が必要。

東京における共同募金のあり方について（概要）

＜改革の方向性を検討する上でのポイント＞

- ①市民にわかりやすい募金のしくみとすること
- ②両募金を活かして地域福祉をさらに発展させる契機とする
- ③募金活動や配分先の決定に市民が主体的に参加するしくみを構築すること
- ④募金協力者の負担軽減に配慮すること

I 検討の経緯

1. 全国的な動向として

- ①10年あまりの間、全国的に毎年募金実績額が対前年比3~4%減少
- ②「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」
平成19年5月、中央共同募金会
(※全国レベルでの歳末募金の検討はなし)

2. 東京独自の状況（他県との相違）

①広域的募金体制

- ・都心部を中心に大企業が集中
- ・全都的・全国的福祉団体が多く、入所施設が地域的に偏在

②「地区協力会」の位置づけ

- ・「地区協力会」は、共同募金会の協力組織。一方、他県の「支会・分会」は下部組織の位置づけ
- ・20地区は行政が事務局を担っている

③区市町村をベースとした「地区配分推せん委員会」というしくみ

- ・都共募では、平成13年度に「地区配分推せん委員会」の設置を提案。8地区でのモデル設置。

④歳末たすけあいの占める割合の大きさ

- ・赤い羽根の一般募金に匹敵する募金額
- ・平成8年3月以降、「歳末たすけあい運動検討委員会」の提言にもとづき、用途の重点を「見舞金」から「地域福祉活動」に移行

II 改革の方向性について

＜基本的な課題＞

- ①赤い羽根募金と歳末募金がともに重要な位置を占めている現状をふまえ、今後、両募金の関係をどのように整理し、またそれをいかにわかりやすく示していくか。
- ②地域住民や関係者が主体的に取り組む新しい「地域募金」を推進するためには、どのような仕組みや取組みが有効か。
- ③上記への対応を図るにあたって、都共募を中心とする広域的な募金・配分のシステムと、新たな「地域募金」のシステムをどのように融合させるか。

改革の方向性1

2つの募金を維持・発展させる

改革の方向性2

コンセプトに沿った「配分基準」を確立する

改革の方向性3

「配分推せん委員会」の設置を促進する

改革の方向性4

地域における主体的な決定を尊重する

改革の方向性5

新たな募金方法の開拓や仕組みづくりを進める

III 実施に向けたスケジュール

21年度

改革準備期間

22年度

新制度への移行期間

～配分推せん委員会の設置～

23年度

本格実施

配分推せん委員会による地域募金の推進

IV 今後の取り組み課題

1. 改革を進める上で早急に詰めるべき課題

- ①配分推せん委員会の位置づけや役割等の再検討
- ②配分推せん基準のモデルの検討
- ③会計処理の取り扱い方法

2. 国や中央共募への要望・提言も含めて整理すべき課題

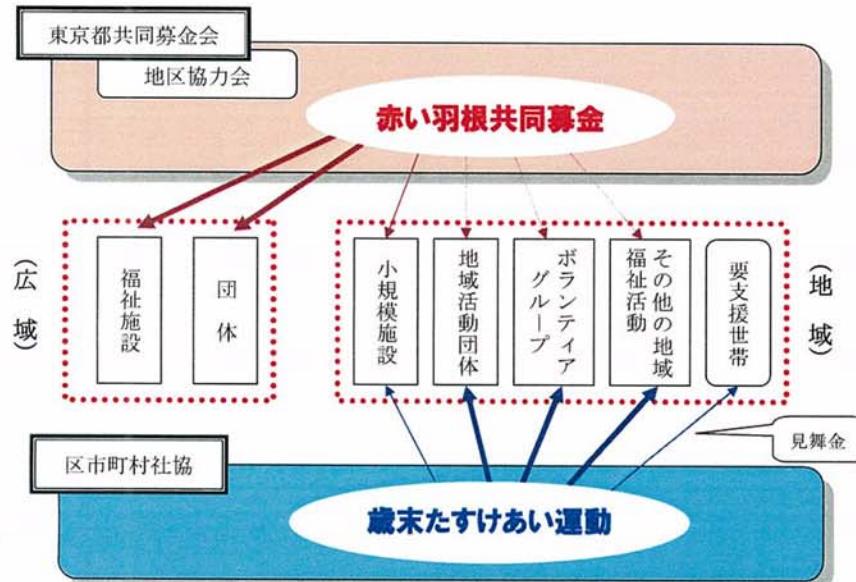
- ①募金の実施時期について
- ②「はねっと」による情報公開のしくみについて
- ③単年度配分の弾力化

3. 次の検討に向けた基本的な課題

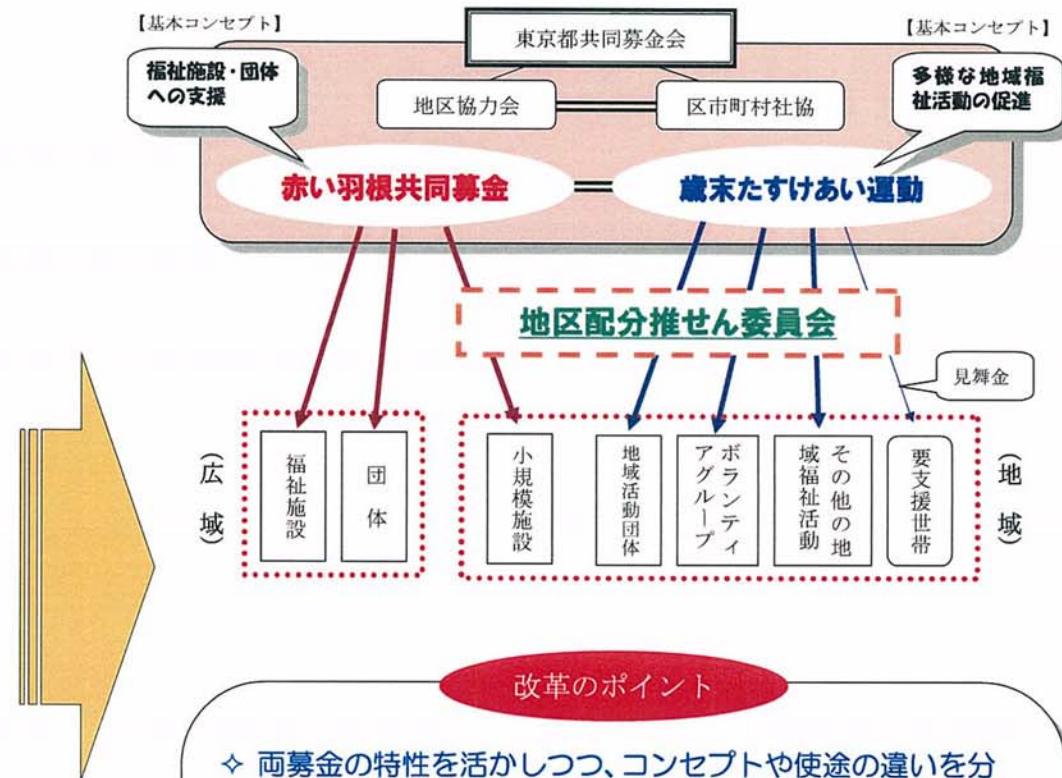
- ①多様な募金方法の開拓
- ②募金運動の実施体制

地区配分推せん委員会を中心とした共同募金改革の全体イメージ

《現在の募金・配分システム》



《改革後の募金・配分システム》



現状の問題点

- 両募金の違いが明確でなく、仕組みも複雑で分かりにくい。そのため市民や募金協力者に説明しづらく、理解と協力が得られにくい
- 地域の多様なニーズにきめ細かく対応できる仕組みになっていない
- 地域住民や関係者の発意や創意工夫を引き出し活かす仕組みになっていない

改革のポイント

- ❖ 両募金の特性を活かしつつ、コンセプトや使途の違いを分かりやすく明確に打ち出す
- ❖ 募金と配分の仕組みを、なるべくシンプルに一元化することにより、透明性と効率性を高める
- ❖ 地区配分推せん委員会を中心に、地域ニーズへのきめ細やかな対応や、市民主体の創意工夫を活かした募金推進体制を築く

「東京における共同募金のあり方について
—東京における共同募金のあり方検討会報告書—」

発行日 平成21年3月

発 行 社会福祉法人東京都共同募金会

〒169-0072 東京都新宿区大久保3・10・1 東京都大久保分庁舎201

TEL: 03-5292-3181

社会福祉法人東京都社会福祉協議会（地域福祉部地域福祉担当）

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ5階

TEL: 03-3268-7186

印 刷 株式会社ワーナー

部 数 1,000部